

議案第19号

第2次多可町男女共同参画計画の策定について

第2次多可町男女共同参画計画の策定について、多可町議会基本条例（平成24年条例第23号）第10条第1項第8号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

第 2 次多可町 男女共同参画計画（案）

平成 30 年 3 月

多 可 町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の性格	10
4 計画の期間	11
第2章 前期計画の評価	12
1 第1次計画の施策評価	12
2 男女共同参画意識調査の実施	18
第3章 基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本目標	20
3 施策の体系	21
第4章 施策の方向と内容	22
基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画	22
基本課題1 意思決定の場における男女共同参画の推進	22
基本課題2 職場環境の整備と働き方の見直し	25
基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり	32
基本課題1 暴力(DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等)の根絶	32
基本課題2 生涯にわたる男女の健康支援	38
基本課題3 生活上の困難を抱える人への支援	41
基本目標3 男女共同参画社会に向けた基盤づくり	43
基本課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	43
基本課題2 男女共同参画教育の充実	46
基本課題3 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	48
基本目標4 推進体制の整備	52
基本課題1 庁内体制の強化	52
基本課題2 国、県、関係機関との連携強化	52
基本課題3 町民協働による推進	52
資料編	53
資料1 第2次多可町男女共同参画計画策定の経過	53
資料2 多可町男女共同参画社会づくり条例	54
資料3 多可町男女共同参画推進委員会設置要綱	57
資料4 平成29年度 多可町男女共同参画推進委員会委員名簿	58
資料5 多可町生涯学習推進本部設置要綱	59
資料6 平成29年度 多可町生涯学習推進本部推進員名簿	61
資料7 男女共同参画の推進に関する数値目標	62
資料8 用語解説	63

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

多可町では、平成 17 年 11 月、兵庫県多可郡の中町・加美町・八千代町の 3 町の合併を経て、平成 19 年 3 月には「多可町総合計画(2007-2016)」を、平成 29 年 3 月には「天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可 ～人がたからのまち きらり輝くまち～」を基本理念とした第 2 次多可町総合計画(2017-2026)が策定されました。

男女共同参画社会基本法においては、第 2 条で「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとしています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取り組みとも連動しながら、平成 11 年の基本法の制定に始まり、平成 15 年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取り組みを進めてきました。さらに、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下 女性活躍推進法）」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入っています。

本町においては、平成 20 年 3 月に「多可町男女共同参画計画」を策定するとともに、平成 22 年には多可町男女共同参画社会づくり条例を制定することで、町における男女共同参画社会の推進を進めてきました。

今般、本計画が最終年度を迎えるにあたり、現行計画を踏まえつつ、現在までの国・県の動きを踏まえて、今後より一層男女共同参画社会の形成に向けた施策を推し進めるため、今回新たに「第 2 次多可町男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた動き

①国際的な動き

国連は、昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、翌年から昭和 60 年を「国際婦人の 10 年」とし、なかでも、昭和 54 年、第 34 回国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」や昭和 60 年の「第 3 回世界女性会議」で採択された「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」は、各国政府に具体的かつ実効的な施策を求めるなど、女性の人権尊重に向けた地球規模での取り組みは世界的に大きく進展しました。

平成 7 年には、女性の地位向上のための世界的な行動指針である「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、女性の地位向上のために行動を起こすこと及び行動を起こすために女性が力をつけることの重要性や女性に対する暴力問題への取り組み等が示されました。

平成 12 年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領の更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成 17 年には、第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が開催され、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」の再確認と、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを各国政府に求める「政治宣言」が採択されました。

平成 20 年には、国連事務総長が女性や女兒に対するあらゆる形態の暴力撤廃に向けたキャンペーン（2009 年～2015 年）を立ち上げました。

平成 27 年には、「北京宣言及び行動綱領採択」から 20 年を記念し、第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」が開催され、更なる具体的な行動をとることを表明した「政治宣言」が採択されました。

②国内の動き

我が国においては、こうした国際的な動きを受けて、昭和 51 年、総理府内に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52 年には「国内行動計画」が策定されました。

その後、「国籍法」の一部改正、「男女雇用機会均等法」の制定等、様々な取り組みが行われました。

平成 11 年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画の中では、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革」等、11 の重点目標が掲げられています。平成 17 年には「第二次男女共同参画基本計画」が、平成 22 年には「第三次男女共同参画基本計画」、平成 27 年には「第四次男女共同参画基本計画」が策定され、第四次男女共同参画基本計画では「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・

強化」の4点が改めて強調している視点とされています。

配偶者暴力対策については、平成13年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者暴力の防止や被害者保護に係る国や地方自治体の責務が明示されました。平成19年度の法改正では、市区町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされるとともに、被害者の自立支援に関する関係機関の連携強化などが掲げられました。平成25年度の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について法が準用されることとなり、法の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。また、同法に基づき平成26年1月に基本方針が改正されました。

平成19年には、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針の策定など、仕事と生活の調和推進への取り組みが進められるとともに、平成27年に「女性活躍推進法」が制定され、地方公共団体や民間事業主（労働者301人以上）は女性の活躍推進に向けた行動計画の作成などが新たに義務付けられました。

【第4次男女共同参画計画でめざすべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

③兵庫県の動き

兵庫県では、昭和53年に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、その後、昭和60年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、平成2年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定し、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、男女が対等なパートナーとして共にいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、様々な取り組みが進められてきました。

平成4年に女性施策の展開拠点として「県立女性センター・イーブン」が開設されるなど、組織体制の充実が進められました。

平成8年、「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定後の社会状況や人々の意識変革を検証するとともに、第4回世界女性会議での「行動綱領」を踏まえた、「新ひょうごの女性しあわせプラン-後期計画-」が策定され、より今日的な施策の展開が図られました。

「男女共同参画社会基本法」の施行を踏まえ、県における男女共同参画社会の形成に係る総合的かつ

計画的な推進を図るため、平成 13 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」を、平成 18 年に同プランの後期実施計画を策定し、平成 23 年には「新ひょうご男女共同参画プラン 21」、平成 28 年には、第 3 次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン 2020」が策定されました。

また、平成 14 年には、県民、地域団体・NPO、企業、行政等の参画と協働により取り組む、男女共同参画に関する基本的な事項を定める「男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。

また、平成 18 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」が策定され、平成 21 年には「第 2 期兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」、平成 26 年には「第 3 期兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」が策定されています。

【ひょうご男女いきいきプラン 2020 でめざす社会】

- ① 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会
- ② 男女が互いに支え合える社会
- ③ 誰もが健やかに安心して暮らせる社会

④本町の動き

平成 17 年に中町・加美町・八千代町の合併により「多可町」が誕生しました。旧町時代には男女共同参画社会の実現へ向けて、様々な取り組みがなされてきました。

なかでも、旧中町においては、男女共同参画の行動計画が、旧加美町においては男女が共に輝く町づくり条例と行動計画が策定されていました。

多可町においては、平成 17 年 11 月「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」を制定し、審議会への女性の積極的な登用を図るなどの男女共同参画への取り組みや、「多可町総合計画」のもと、男女共同参画を推進し、その実現に向けての施策を実施してきました。

また、平成 29 年 4 月より「第 2 次多可町総合計画」において、基本目標 6 の「協働による自主自立のまち」を実現するため、その施策として「人権尊重のまちをつくる」に男女共同参画社会の実現がうたわれています。

平成 20 年には「多可町男女共同参画計画」を策定し、「1 人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現をめざして」の基本理念のもと取り組みを進め、平成 22 年には多可町男女共同参画社会づくり条例を制定しました。

このたび、計画期間が満了することから、このたび「第 2 次多可町男女共同参画計画」を策定します。

【第2次多可町総合計画における基本目標】

基本目標1 まちの誇り「水と緑」を守りつなぐまち

基本目標2 安全・安心・快適を実感できるまち

基本目標3 働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち

基本目標4 地域主体で支え合い、助け合う健康で人にやさしいまち

基本目標5 子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち

基本目標6 協働による自主自立のまち

⑤男女共同参画を取り巻く動き

年	国際連合	日本	兵庫県	多可町
昭和 20 年	・国際連合誕生(10 月)	・婦人参政権確立		
昭和 50 年	・「国連国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)	・内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室業務開始		
昭和 52 年		・「国内行動計画」策定	・婦人对策室設置	
昭和 53 年			・兵庫県婦人行動計画綱領制定	
昭和 54 年	・「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択		・婦人家庭室に名称変更	
昭和 55 年	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)			
昭和 56 年		・「国内行動計画後期重点目標」策定	・婦人室に名称変更	
昭和 59 年			・婦人・生活課設置	
昭和 60 年	・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布(昭和 61 年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定	
昭和 62 年		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
平成 2 年			・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定	
平成 3 年		・「育児休業法」公布(平成 4 年施行)	・婦人・生活課を女性・生活課に名称変更し、女性政策室を設置	
平成 4 年			・県立女性センター開設	
平成 6 年	・国際家族年	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置		
平成 7 年	・第 4 回世界女性会議の開催(北京)	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		

年	国際連合	日本	兵庫県	多可町
平成 8 年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室に改組 	
平成 9 年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 		
平成 11 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 		
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更 	
平成 13 年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-」策定 	
平成 14 年			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長(男女共同参画・ボランティア担当)に改組 	
平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・課長（男女共同参画・ボランティア担当）を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動 計画-ひょうごアクション8-」策定 	
平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策大綱」策定 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正DV防止法」施行 ・「改正児童福祉法」施行 ・「子ども・子育て応援プラン」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更 	
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）閣僚級会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 11 月 1 日合併により「多可町」誕生 ・審議会等の委員への女性の登用推進要綱

年	国際連合	日本	兵庫県	多可町
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 34 回女性差別撤廃委員会開催（ニューヨーク） ・第 50 回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども未来プラン」策定・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン 21-後期実施計画」策定 ・「第 2 次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション 8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結 	
平成 19 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		
平成 20 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多可町男女共同参画計画」策定
平成 21 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正の一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション 8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 ・男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更 	
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」閣僚級会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定 ・青少年課男女家庭室から男女家庭室に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多可町男女共同参画社会づくり条例」制定
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Woman）」発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定 	
平成 24 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正の全面施行 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション 8-」策定 ・男女家庭室から男女家庭課に名称変更 	

年	国際連合	日本	兵庫県	多可町
平成 25 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 		<ul style="list-style-type: none"> ・「多可町男女共同参画計画実施計画」策定
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正施行 ・「男女雇用機会均等法」改正施行 ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定 	
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回婦人の地位委員会「北京+15」閣僚級会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション 8－」策定 ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 ・「兵庫県地域創生戦略」策定 	
平成 28 年			<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定 	

(2) 社会情勢の変化

①人権尊重の動き

それぞれが一人の人間として、性別や年齢、国籍等の違いを互いに認め合い、誰もが人権を尊重される社会の実現が必要とされています。しかし、現実には性別による差別をはじめ、配偶者や恋人からの暴力等、様々な人権問題があります。

男女共同参画社会の実現には、学校や家庭・地域・職場などあらゆる場において人権に関する教育・啓発を推進し、男女が共に個人として尊重され、その能力を発揮できる社会づくりを推進する必要があります。

②高齢化の進行

本町の高齢化率は、平成 27 年の国勢調査では 34.0%と全国平均を上回っており、ほぼ 3 人に 1 人が高齢者という状況になっています。また、平均寿命・余命ともに女性は男性よりも長いうえ、一般的な年齢差から、妻が夫より長生きする傾向があり、高齢女性の一人暮らしが著しく増えています。

高齢社会を支えていくためには、介護を社会全体で支えるとともに、高齢期の男女が共に自立し、充実した生活を送ることができるよう、支援体制を整備する必要があります。

もちろん現在でも、高齢者のほとんどは元気に社会にかかわっており、これからもより積極的な高齢者の活躍は期待できるため、元気な高齢者が社会を支える側に立つことも求められています。

③少子化、人口減少の進行

少子化の要因は、直接的には晩婚化とそれに伴う晩産化、未婚率の上昇にあります。その背景には子育てにかかる経済的負担や、家事・育児と仕事の両立に対する負担感が大きいことなどが挙げられています。

核家族化の進行や「子育ては女性の仕事意識」も、女性が子育てを負担に感じる要素となっています。そこで男性も子育てに参画する意識改革や長時間労働の緩和など働き方改革も必要です。

結婚や出産は、個人のライフスタイルや価値観にかかわるものであり、社会的に強制されるものではありません。しかし、少子・高齢化が社会全体に及ぼす影響の深刻さや出産・育児をサポートする社会の仕組みが十分整備されていないことが、子どもを出産することに心理的な影響を与えているという状況を考えれば、「男は仕事、女は家庭」というような役割分担意識を見直し、男女が共に家事と仕事を両立できるようにしていくなど、子どもをもちたいと思う男女が安心して子どもを産み育てることができるよう社会全体で支援する必要があります。

④地域社会の変化

少子・高齢化や家族の多様化、人々のライフスタイルや価値観の変化は、地域の連帯感や相互扶助意識を弱めているといわれています。

地域には、様々な世代、立場、状況の人たちが混在しており、そうした人たちとの交流を通して一人ひとりが得るものもたくさんあり、特に、子どもたちは地域で育てられることが重要です。

個々の家庭の機能が危うくなった今こそ、安全・安定・安心の基盤として、地域に求められることは大きくなっています。

性別・年齢を問わず、地域社会の一員として主体的に参加し行動することができる、自律し自立した町民像の形成が期待されます。

3. 計画の性格

本計画の性格は、次のとおりです。

- ①男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき策定する「男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策についての基本的な計画」として策定します。
- ②第 2 次多可町総合計画を上位計画とし、多可町男女共同参画社会づくり条例第 13 条に基づき策定する「男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画」として策定します。
- ③国の「男女共同参画基本計画」及び県の「ひょうご男女いきいきプラン 2020」との整合性に配慮した計画とします。
- ④配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけます（以下、「多可町 DV 対策基本計画」）。

該当する施策等は、下記のとおりです。

- ・第 4 章 基本目標 2 「安心して暮らすことができるまちづくり」

- 基本課題 1 暴力（DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等）の根絶

- 施策の基本的方向（1）あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・教育の推進

- 施策の基本的方向（2）関係機関との連携による対応

- ⑤女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけます。

該当する施策等は、下記のとおりです（以下、「多可町女性活躍推進計画」）。

- ・第 4 章 基本目標 1 「あらゆる分野における男女共同参画」

- 基本課題 1 意思決定の場における男女共同参画の推進

- 施策の基本的方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 施策の基本的方向（2）地域社会における女性の活躍推進

- 基本課題 2 職場環境の整備と働き方の見直し

- 施策の基本的方向（1）男女平等の就業環境づくり

施策の基本的方向（２）就職・起業等に関する支援

施策の基本的方向（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

・第４章 基本目標３「男女共同参画社会に向けた基盤づくり」

基本課題１ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の基本的方向（１）社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向（２）広報・啓発活動の推進

施策の基本的方向（３）男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信

基本課題２ 男女共同参画教育の充実

施策の基本的方向（２）家庭や地域における男女共同参画教育の推進

基本課題３ 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

施策の基本的方向（１）地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進

４．計画の期間

この計画の期間は、2018年度（平成30年度）を初年度として、2027年度を目標年度とする10年の計画です。ただし、国内外の動向や社会情勢住民ニーズの変化や町の状況に合わせた計画とするため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 前期計画の評価

1. 第1次計画の施策評価

多可町男女共同参画計画では、73の施策項目が掲げられています。施策項目は73ですが、現行計画における実施状況100項目について、各課によるヒアリングから施策評価を行いました。

その結果、「A 計画を上回る(100%超)」が0項目、「B 計画どおり(80~100%)」が70項目、「C 計画概ね達成(60~79%)」が18項目、「D 計画下回る(30~59%)」が6項目、「E 計画未達成(29%以下)」が6項目となっています。

施策項目	主たる担当課	現行計画における実施状況	進捗・達成評価
1.男女共同参画セミナーの実施	生涯学習課	働き方セミナー、講演会を実施しました。平成28年度実施状況では、女性のための働き方セミナー「子育てママのマネープラン～将来に必要なお金はいくら～(少数制セミナー：9名参加)、講演会「地域防災と男女共同参画！」(44名参加)を行いました。	B 計画どおり(80~100%)
2.男女共同参画のシンボルマーク・キャッチコピーの募集	生涯学習課	未実施	E 計画未達成(29%以下)
3.男女共同参画に関する情報資料の収集・提供	生涯学習課	県男女共同参画センターや内閣府等資料を公共施設の窓口等で配布、情報提供を実施しました。職員に対しても、内閣府の男女共同参画参画局メールマガジンの配信等啓発を実施しました。	B 計画どおり(80~100%)
4.様々な情報を主体的に読み解く力(メディアリテラシー)の普及	生涯学習課	県男女共同参画センターや内閣府等資料を公共施設の窓口等で配布、情報提供を実施しました。	B 計画どおり(80~100%)
5.図書館での情報提供	教育総務課(図書館)	ジェンダーやDV、男女雇用機会均等法、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、広く女性や子どもの人権に関する図書も整備しました。	D 計画下回る(30~59%)
6.男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進	生涯学習課	広報たかに男女共同参画に関する記事を掲載しました(2回)。	B 計画どおり(80~100%)
7.広報・出版物における男女の表現ガイドラインの作成・活用	生涯学習課	平成25年度にガイドラインを作成しました。	B 計画どおり(80~100%)
	総務課	広報、ホームページ、たかテレビ等情報発信時にガイドラインに沿って対応しました。	B 計画どおり(80~100%)

施策項目	主たる担当課	現行計画における実施状況	進捗・達成評価
8.女性のチャレンジ広場の開設	生涯学習課	女性のチャレンジ広場の開設は未実施です。働き方セミナーの実施や県男女共同参画センターや内閣府等資料を公共施設の窓口等で配布、情報提供を実施しました。	D 計画下回る (30～59%)
9.法令等・制度の理解促進	生涯学習課	広報への掲載を行いました。	B 計画どおり (80～100%)
	生活安全課	広報への掲載や消費生活全般にわたる相談窓口を設置しました。	B 計画どおり (80～100%)
10.男女共同参画に関する意識・現状の把握と資料収集	生涯学習課	平成 25 年度の町民意識調査結果を各課共有するなかで事業を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)
11.男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	生涯学習課	男性の家事等家庭への参画を促す事業（料理教室）を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)
12.多彩な学習機会の充実	生涯学習課	働き方セミナー、講演会を実施。平成 28 年度実施状況では、女性のための働き方セミナー「子育てママのマネープラン～将来に必要なお金はいくら～（少数制セミナー：9 名参加）、講演会「地域防災と男女共同参画！」（44 名参加）を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)
13.出前講座の実施	生涯学習課	住民学習会やごみ減量化事業等で集落の公民館等で説明を実施しました。住民学習会では男女共同参画を含め人権全般	B 計画どおり (80～100%)
	生活安全課	にわたる内容のなかから、集落の委員さんに検討いただき学習会を実施しました。さらに、平成 28 年度に全集落で実施しました。	B 計画どおり (80～100%)
14.すべての審議会への女性の登用	全庁	平成 28 年 4 月 1 日現在で 22.1%となっています。女性委員の登用率 40%達成に向け、所管課に働きかけを継続し実施しました。	D 計画下回る (30～59%)
15.女性のリーダーの育成	生涯学習課	地域のリーダー育成をテーマとした講演会を実施しました。	C 計画概ね達成 (60～79%)
	総務課	平成 28 年度は、自治研修所主催の女性リーダー育成研修への派遣（1 名）、北播磨広域定住自立圏連携事業のワーキングマザーキャリア研修への派遣（1 名）を行いました。平成 29 年度は、女性リーダー育成研修への派遣（2 名）、ワーキングマザーキャリア研修への派遣（1 名）を行いました。	B 計画どおり (80～100%)
16.人材情報の整備・提供	生涯学習課	生涯学習人材バンクにおける女性指導者の登録促進を実施しました（平成 28 年度 12 名登録）。	B 計画どおり (80～100%)
17.事業所等に対する啓発の促進	生涯学習課	広報誌による啓発や男女共同参画推進委員会の事業所代表委員の選出、啓発を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)
	地域振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所等資料を配布し啓発を実施しました。	C 計画概ね達成 (60～79%)
	総務課	管理職への女性の登用を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)
18.男女共同参画の視点に立った教育内容の充実	学校教育課	男女共同参画の視点に沿った教育を推進し、子どもたちがジェンダーにとらわれない選択ができ、個性や能力を尊重した指導を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)

施策項目	主たる担当課	現行計画における実施状況	進捗・達成評価
19.主体的な進路・就職選択能力の育成	学校教育課	子ども達1人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に選択し、将来の生活設計ができる能力を養うよう適切な指導を推進しました。	B 計画どおり (80~100%)
20.教職員研修の充実	学校教育課	男女共同参画に対する正しい理解と認識を深めることを目的とした教職員研修を実施しました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
21.隠れたカリキュラムの点検・見直し	学校教育課	男女混合名簿等男女共同参画の視点に立ったカリキュラムの点検を推進しました。	B 計画どおり (80~100%)
	生活安全課	女性の視点も踏まえて、学校園を対象に交通安全教室を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
22.事業所等に対する啓発活動の実施	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
23.事業所等の男女共同参画への取り組み支援	生涯学習課	兵庫県等の事業所に対する専門講師・アドバイザーの派遣事業などの情報を提供し、取り組みの推進を支援しました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
24.事業者に対する啓発活動の実施	生涯学習課	商工会等と連携し、多可町男女共同参画推進委員会に事業所代表委員を選任しました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
25.働く女性への能力開発等への支援	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
26.新しい就業形態への支援	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
27.パートタイム労働者等の労働条件の向上	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
28.専門職の再就職希望者支援	生涯学習課	未実施	E 計画未達成 (29%以下)
	地域振興課	未実施	E 計画未達成 (29%以下)
29.女性起業家への支援	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	B 計画どおり (80~100%)
	生涯学習課	平成27年度は、女性のための働き方セミナー「女性のための起業入門セミナー～女性の起業を応援します～」4名参加を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
30.農業委員等への女性参画促進	産業振興課	所管課に女性の登用に向け啓発、要請を図りました。	E 計画未達成 (29%以下)
31.家族従事者の就業条件の改善への普及啓発	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	D 計画下回る (30~59%)
	産業振興課	認定農業者申請時・更新時等に啓発を図りました。	D 計画下回る (30~59%)
32.家庭生活への男性の参画を促す意識啓発	生涯学習課	男性の料理教室など、男性の家庭への参画を促す講座を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
	福祉課	平成25年度に「男性介護教室」は終了。介護者の会は継続して支援しました。	B 計画どおり (80~100%)

施策項目	主たる担当課	現行計画における実施状況	進捗・達成評価
33.自治会やPTA等地域活動における男女共同参画の推進	生涯学習課	区長会、PTA、婦人会等からの各種団体選出委員で構成されている多可町男女共同参画推進委員会を開催することで、啓発、推進を図りました。	B 計画どおり (80~100%)
	生活安全課	保健衛生委員会を開催し、地域での環境保全や保健衛生の啓発、また、子ども会活動の資源ごみ回収への支援、啓発を行い、地域活動への参加推進を図りました。	B 計画どおり (80~100%)
34.各種地域団体に対する協力依頼	生活安全課	交通安全委員会組織への女性の登用の推進を図りました。交通安全委員役員 12 名（男性 6 名、女性 6 名）、支部長 89 名（男性 65 名、女性 24 名）の体制で実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
35.女性リーダーの育成	生涯学習課	年 1 回、学習支援者のほか、全町民等を対象としたリーダー研修として、講演会を開催しました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
	こども未来課	毎月 1 回の子育てふれあいセンター利用者向け学習会を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
36.男性のための子育て講座の開催	健康課	アスパルロビー等で啓発資料を配付しました。	B 計画どおり (80~100%)
	こども未来課	家庭教育支援事業の取り組みで、家族対象 2 回、子育てふれあいセンター家族交流会 3 回、パパと遊ぼう 4 回実施しました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
37.子育てに関する相談体制の充実	学校教育課	子育てふれあいセンターと連携し、各小学校では「命の授業」、各中学校では「ふれあい体験学習」を年 1 回実施し、命を大切にする教育の推進を図りました。	B 計画どおり (80~100%)
	健康課	乳幼児健診や育児教室、健康相談、家庭訪問等で相談機能の充実を図りました。	B 計画どおり (80~100%)
38.国際理解の促進	生涯学習課	平成 26 年 9 月に多可日本語教室を開設し、地域に住む外国人の日本語学習、日頃の生活情報等の提供や簡単な生活相談をボランティア支援者が支援しています。また、平成 27 年度には町民と多文化交流会を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
39.保育サービス等の整備・促進	こども未来課	障がい児保育事業、延長保育事業、学童保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、病後児保育事業、多子世帯保育料軽減事業等を実施しています。また、平成 29 年度から 4、5 歳児保育料無償化を行っています。	B 計画どおり (80~100%)
40.介護に関する相談体制や情報提供の充実	福祉課	地域包括支援センター・在宅介護支援センター、社協や各種サービス事業所を通じて、情報提供や相談体制の充実を図りました。平成 28 年度相談件数は 1,650 件です。	B 計画どおり (80~100%)
41.家族介護教室の開催	福祉課	社会福祉協議会と連携し、「家族介護教室」を開催し、介護に係る知識や技術の取得及び、情報交換の場を設け、介護者の支援を行いました。 家族介護教室（年 3 回、講演会、技術講習会）	B 計画どおり (80~100%)
42.介護者のリフレッシュ事業	福祉課	社会福祉協議会と連携し、「介護者の会」を支援し、介護のストレスの軽減や心身のリフレッシュを図りました。 介護者の会（会員 20 名、ボランティア 7 名、毎月 1 回 20 人弱の参加）	B 計画どおり (80~100%)

施策項目	主たる担当課	現行計画における実施状況	進捗・達成評価
43.育児・介護休業制度の普及・啓発	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	D 計画下回る (30～59%)
	総務課	職員の子どもの出生時や妻の産前産後における父親の休暇の取得が30%以上になるよう促進しました。	E 計画未達成 (29%以下)
44.仕事と育児・介護の両立に役立つ情報の提供	健康課・福祉課	アスパルロビー等で啓発資料を配付しました。	B 計画どおり (80～100%)
45.就業条件改善に向けた啓発	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	C 計画概ね達成 (60～79%)
46.再就職に関する能力開発	生涯学習課	毎年、女性のための働き方セミナーを開催しました。	B 計画どおり (80～100%)
	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	B 計画どおり (80～100%)
47.配偶者からの暴力の問題についての意識啓発	生涯学習課	多可高校3年生を対象に年1回デートDV防止授業を開催しています。また、多可町男女共同参画推進委員会での学習会を開催しました。	C 計画概ね達成 (60～79%)
48.相談窓口等の情報提供	生涯学習課	平成23年度にDV防止パンフレット、DVサポートカードを作成し、DVの周知と未然防止を図りました。公共施設窓口でパンフレットの配布を行いました。	C 計画概ね達成 (60～79%)
49.専門機関の紹介と関係機関の連携促進	生涯学習課	関係機関と連携し、DV相談、被害者の保護に努めました。平成28年度相談件数：2件	B 計画どおり (80～100%)
50.セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	福祉課	人権擁護委員による毎月1回、3区で相談を実施しました。 (相談所の開設：36回)	B 計画どおり (80～100%)
51.企業等への働きかけ	地域振興課	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図りました。	C 計画概ね達成 (60～79%)
	総務課	セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員通知や研修等を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)
52.女性の健康問題についての啓発の充実	生涯学習課	多世代が参加できるスポーツ事業、ニュースポーツの普及振興を図りました。	B 計画どおり (80～100%)
	健康課	町ぐるみ検診、婦人検診の実施。広報による知識の普及(5月号)女性の健康週間(3月)に女性の健康に関する普及啓発を図りました。	B 計画どおり (80～100%)
53.学校等における健康教育の推進	学校教育課	保健に関する年間指導計画をもとに、発達段階に応じた健康教育を推進、また各校の学校保健委員会に参加しました。	B 計画どおり (80～100%)
	健康課	学校保健委員会委員として参画するとともに、学校園と協力し、正しい知識や情報を提供しました。小学6年生を対象に、食育に関する健康教育を実施(6月に2回)しました。	C 計画概ね達成 (60～79%)
54.命を大切にする教育の推進	学校教育課	子育てふれあいセンターと連携し、各小学校では「命の授業」、各中学校では「ふれあい体験学習」を年1回実施し、命を大切にする教育の推進を図りました。	B 計画どおり (80～100%)
	健康課	学校保健委員会に参画。若年者連携連絡会議で自殺対策としてのひきこもり、不登校対策を検討、学校教育課と共同で研修会を実施しました。	B 計画どおり (80～100%)

施策項目	主たる担当課	現行計画における実施状況	進捗・達成評価
55.思春期の健康教育の推進	学校教育課	保健体育のカリキュラムをもとに、学童期から思春期にかけての健康教育を推進、また各校の学校保健委員会に参加しました。	B 計画どおり (80~100%)
	健康課	学校保健委員会委員として参画するとともに、学校園と協力し、正しい知識や情報を提供しました。成人式に禁煙パンフを配布しました。	B 計画どおり (80~100%)
56.妊娠から出産期等までの健康支援と母子保健サービスの充実	健康課	母子健康手帳交付時に健康相談を行ったり、新生児訪問やこにちは赤ちゃん訪問時に産後うつ病のスクリーニングを行うなど、妊娠から産後までの母子の健康保持増進に努めました。	B 計画どおり (80~100%)
57.若年妊婦等の支援体制の整備	健康課	母子健康手帳交付時から若年等のハイリスク妊婦を把握し、家庭訪問等で支援するとともに、養育支援ネットで医療機関と連携した支援を行いました。	B 計画どおり (80~100%)
58.妊娠・出産の安全性と快適さの確保	健康課	広報たか等を通じて正しい知識や情報を提供、啓発を行いました。	B 計画どおり (80~100%)
59.女性の健康をおびやかす問題に対する啓発	健康課	学校保健委員会委員として参画するとともに、学校園と協力し、正しい知識や情報を提供しました。また、広報たか等で啓発しました。	B 計画どおり (80~100%)
	学校教育課	保健の年間指導計画及び保健体育のカリキュラムをもとに、学童期から思春期にかけての健康教育を推進しました。	B 計画どおり (80~100%)
60.子宮ガン・乳ガン検診の実施	健康課	実施医療機関の拡充、節目年齢に対する無料クーポン配布などにより受診率向上に努めました。	B 計画どおり (80~100%)
61.骨粗鬆症予防に関する普及啓発	健康課	町ぐるみ検診で骨粗しょう症検診を実施し、早期治療・生活改善を行うと共に、介護予防事業、出前健康講座等の場で啓発を図りました。	B 計画どおり (80~100%)
62.在宅高齢者の介護等の支援	福祉課	各関係機関と連携し、介護保険、高齢者福祉サービスを利用しながらの在宅生活をサポートしました。 家族介護用品給付事業（上限 75,000 円/人）、介護者の会（毎月 1 回：社協事業）、家族介護教室（講演会、技術講習会）を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
63.在宅介護等における相談体制の充実	福祉課	各関係機関の連携強化の下、毎月ケース検討会を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
64.高齢者の社会参加活動の促進	福祉課	地域活動や社会参画の活性化を目的とした老人クラブへの各種助成を行いました。	B 計画どおり (80~100%)
	生活安全課	高齢者の交通安全事業として、毎年 1 回「シルバードライバースクール」事業を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
65.介護予防についての普及啓発活動	福祉課	「生きがい活動支援通所事業」、「介護予防講座」、「介護予防講演会」を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
	生涯学習課	生涯大学、生涯学習講座等生涯学習事業への参加促進を実施し社会参画の活性化を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
66.雇用・就業環境の整備	福祉課	高齢者の就業機会の確保等拠点となるシルバー人材センターへの運営補助を実施しました。	B 計画どおり (80~100%)
	生活安全課	シルバー人材センターと環境啓発事業（環境パトロール）の委託契約を締結し、働く場の確保に努めました。	E 計画未達成 (29%以下)

施策項目	主たる担当課	現行計画における実施状況	進捗・達成評価
67.福祉のまちづくりの推進	福祉課	手すり、段差解消、風呂、トイレの改修等住み慣れた住宅で安心して自立した生活を過ごすことができる住環境整備事業を実施しました。平成 28 年度実績 29 件。	B 計画どおり (80~100%)
	生活安全課	消費生活センターの情報周知に努めるとともに、高齢者等を対象とした消費者教育を実施しました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
68.ひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援	福祉課	県との連携を図りながら、子どもの教育、就労等の相談事業を実施しました。平成 28 年度相談実績 158 件。児童扶養手当対象者（平成 29 年 6 月で 163 人）	B 計画どおり (80~100%)
69.障がい者への支援の充実	福祉課	町内の就労継続支援 A 型事業所（2 か所）、B 型（5 か所）、地域活動支援センターで、障がい、性別に関係なく個々の特性に合わせた働き方ができるよう支援を実施しました。平成 25 年 4 月からアスパル内に「障害者用支援センター」を開設しました。	B 計画どおり (80~100%)
70.障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実	福祉課	地域包括ケアネットワークシステムの整備。支援者のネットワークを活用しながら、障がい者個々の状況に合わせた支援を実施しました。	C 計画概ね達成 (60~79%)
71.政策・方針決定過程への女性の参画拡大	生活安全課	地域防災計画の見直しに係る防災会議の委員に女性を登用しました。	B 計画どおり (80~100%)
72.地域の消防・防災力の向上	生活安全課	集落の自主防災組織で行動計画を定め、災害時のみならず平常時からの役割分担を明確にし対応しました。平成 28 年度末時点で 80%を超える集落で策定済みです。	B 計画どおり (80~100%)
73.防災・復興支援	生活安全課	要援護者の居住スペースの確保、男女別のトイレ、更衣室、授乳室の確保等避難所運営時の居住環境対策をマニュアルで整備しました。避難所担当に女性職員を配置しました。	B 計画どおり (80~100%)

2. 男女共同参画意識調査の実施

現在の社会情勢及び町民の意識、価値観の変化に対応した「第 2 次多可町男女共同参画計画」を策定するにあたり、計画に反映させる基礎資料として活用するために実施しました。

調査の対象	多可町にお住まいの満 18 歳以上の男女各 1,000 人の計 2,000 人
調査方法	郵送配布・郵便回収
回収結果	調査数 2,000 回収数 695 回収率 34.8% (男性 309、女性 378、答えない・その他 2、無回答 6)
調査の期間	平成 29 年 8 月~9 月

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

1人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画の基本となるものは人権の尊重です。性別や年齢にとらわれず、互いを尊重し、互いを思いやり、共に責任を担い、誰もが自分らしく生きられる社会、そして、男女が家庭・地域・職場等あらゆる分野へ参画する機会が保障される社会をつくることが大切です。

男女共同参画を取り巻く現状は、法律や制度面においては整備されてきましたが、育児・介護、ドメスティック・バイオレンス、デートDV等の問題は依然としてあります。これらは、長い年月の中で人々の意識に刷り込まれた社会的性別（ジェンダー）によるものですが、この人々の意識や行動、社会の慣行等の中にある固定的な性役割分担意識を是正し、男女が自立した人間として、自由に、主体的に、平等に社会のあらゆる分野に参画し、その責任と義務を担い合う「男女共同参画社会」を築くことが必要とされています。

本町においては、「多可町男女共同参画計画」において「1人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現をめざして」を基本理念に掲げ施策を推進してきました。

本計画においても、引き続き、男女の人権が家庭・地域・職場等のあらゆる場において平等に尊重され、公平に実現されることにより住民すべてが豊かな人生を送ることができるよう男女共同参画社会の実現をめざします。

2. 基本目標

基本理念である「1人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現」をめざして、次の4点を基本目標として設定します。

【基本理念】

1人ひとりが輝く
男女共同参画社会の実現をめざして

基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画

基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり

基本目標3 男女共同参画社会に向けた基盤づくり

基本目標4 推進体制の整備

3. 施策の体系

基本目標	基本課題	重要 施策	施策の基本的方向	備考
1 あらゆる分野における男女共同参画	1 意思決定の場における男女共同参画の推進	★	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性活躍
		★	(2) 地域社会における女性の活躍推進	女性活躍
	2 職場環境の整備と働き方の見直し	★	(1) 男女平等の就業環境づくり	女性活躍
		★	(2) 就職・起業等に関する支援	女性活躍
		★	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍
2 安心して暮らすことができるまちづくり	1 暴力(DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等)の根絶	★	(1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・教育の推進	DV 対策
		★	(2) 関係機関との連携による対応	DV 対策
	2 生涯にわたる男女の健康支援		(1) 性と生命の尊重への理解促進	
			(2) 生涯を通じた健康支援の充実	
			(3) 健康をおびやかす問題への対策	
	3 生活上の困難を抱える人への支援		(1) 高齢者の自立支援	
			(2) 障がい者の自立支援	
			(3) 貧困などの生活上の困難を抱える人への支援	
	3 男女共同参画社会に向けた基盤づくり	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	★	(1) 社会制度・慣行の見直し
★			(2) 広報・啓発活動の推進	女性活躍
★			(3) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信	女性活躍
2 男女共同参画教育の充実			(1) 学校や保育の場における男女共同参画教育の推進	
		★	(2) 家庭や地域における男女共同参画教育の推進	女性活躍
3 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進		★	(1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進	女性活躍
			(2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進	
4 推進体制の整備	1 庁内体制の強化			
	2 国、県、関連機関との連携強化			
	3 町民協働による推進			

備考における、DV 対策は「多可町 DV 対策基本計画」、女性活躍は「多可町女性活躍推進計画」を包含するものとする。

第4章 施策の方向と内容

基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画

●基本課題 1 意思決定の場における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女がともに暮らしやすい多可町を実現するためには、政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。しかし、女性は人口の半数を占めているにもかかわらず、我が国の政策・方針決定過程への女性の参画は遅れており、国際的にみても低水準です。

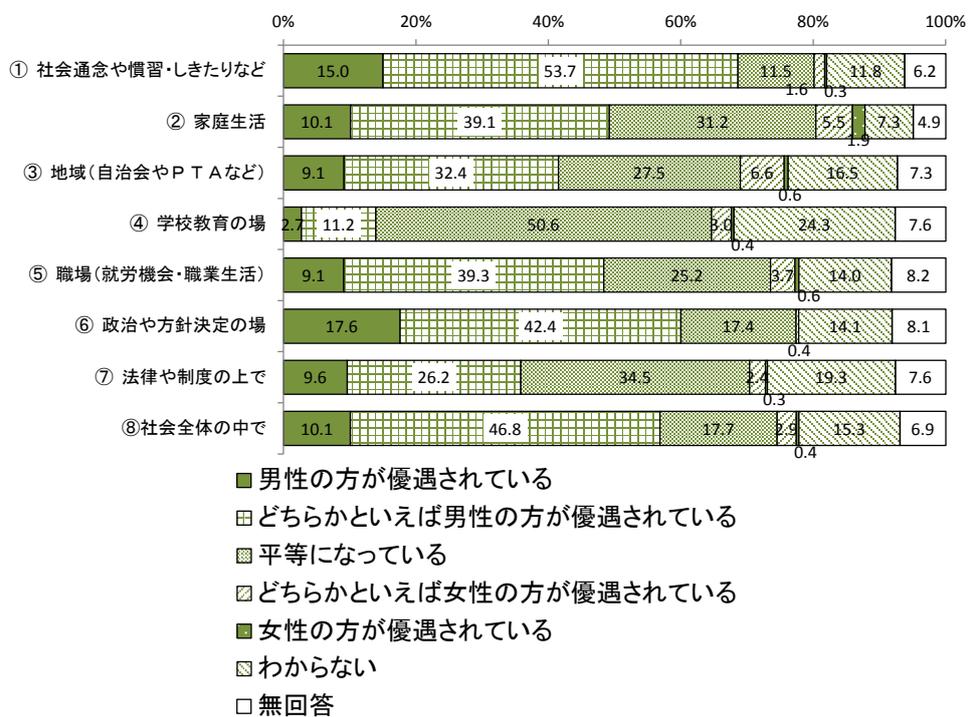
本町においても審議会等における女性委員の比率は低い水準であり、女性職員の登用推進や各種審議会等への女性の参画機会の拡大をこれまで以上に図ります。

■今後の施策

施策項目	施策内容
すべての審議会への女性の登用	審議会等への女性委員の登用を推進するため、2027年度末までに女性委員の登用率30%の目標に向け、委員の選出規定や選出方法について、審議会等の所管課に対する働きかけを行います。 <全庁>
農業委員等への女性参画促進	地域の農林水産業に関する方針決定に際し、女性の意見を反映させるため、農業委員や関係審議会等への女性の参画を促進します。 <産業振興課>

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 あなたは次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



「政治や方針決定の場」において 6 割程度の方が「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答されており、女性の進出が進んでいないことがうかがえます。

また、「社会通念や慣習・しきたりなど」では 7 割程度、「社会全体の中で」では 5 割以上、「職場(就労機会・職業生活)」では 5 割程度の方が「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答されています。

(2) 地域社会における女性の活躍推進

本町においても少子高齢化が進み、地域住民同士のつながりの希薄化などの変化の中で、地域コミュニティを持続していくためには、あらゆる年代の男女がその個性と能力を発揮し、活動していくことが重要です。

これまでは福祉や子育て等の地域活動の多くは女性が重要な担い手となる一方で、組織のリーダーとしての役割を務めるのは男性が多くを占めている傾向があります。

アンケート調査においても、地域（自治会やPTAなど）において4割程度の方が「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答されており、女性の進出が進んでいないことがうかがえます。

今後は、地域社会においても男女共同参画を推進し、女性が責任ある立場につくことができるよう、意識を変えるよう取り組みます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
女性のリーダーの育成	町民全体を対象に、地域リーダーに関する講演会を開催、また女性リーダーを育成するための研修に職員を派遣し、リーダーとして活躍できるよう支援します。 〈生涯学習課・総務課〉
人材情報の整備・提供	生涯学習人材バンクにおける女性指導者の登録促進を実施し、地域社会で活躍する女性人材を幅広く交流活用できるよう情報提供します。 〈生涯学習課〉
事業所等に対する啓発の促進	商工会等と連携を図り、事業所等に対して男女共同参画について啓発し、女性の能力の活用や管理職への登用について理解推進に努めます。 〈生涯学習課・地域振興課・総務課〉

●アンケート調査で寄せられた自由意見

- ・男女ともに自覚を持って何事にも積極的に参加することが大切だと思います。お互いに認め合うこと。何が何でも平等にするのではなく、それぞれの役割を担っていけば良いと思います。

●基本課題2 職場環境の整備と働き方の見直し

(1) 男女平等の就業環境づくり

消費者ニーズの多様化が進む中で、女性はその個性と能力を十分に発揮することによって、新たな価値を創造することが期待されています。また、少子高齢化により労働力人口の減少が見込まれる中、多様な人材を活用することが経済社会の活性化にとって不可欠であり、女性が活躍できる機会をさらに拡充することが重要です。

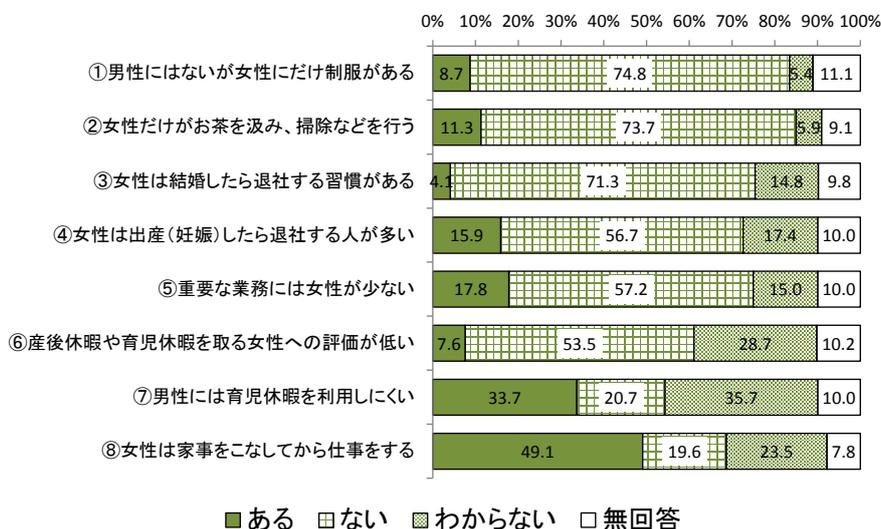
本町においても、性別で役割を決めるのではなく、男女が互いを尊重し役割を分担しあえるように、就業の場での男女平等参画に取り組みます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
事業所等に対する啓発活動の実施	商工会等と連携して、事業者に対する男女共同参画の啓発を実施します。 <地域振興課>
事業所等の男女共同参画への取り組み支援	兵庫県と事業所等で締結される男女共同参画社会づくり協定の紹介や事業所等に対する専門講師・アドバイザーの派遣事業の情報提供を行い、事業所等の男女共同参画の取り組みを支援します。 <生涯学習課>
家族従事者の就業条件の改善への普及啓発	兵庫県労働局他の資料を活用、また商工会、ハローワーク等との連携を図りながら、啓発を図ります。 <地域振興課>

●アンケート調査（平成 29 年実施）

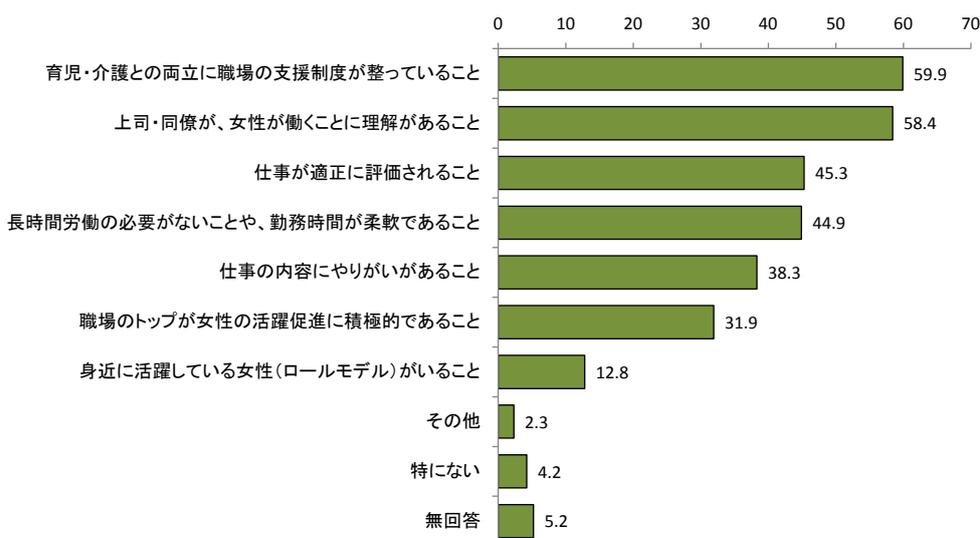
問 （勤め人・自営業の方が対象）次の項目のうち、あなたの働く場で実際にあることについてお答えください



それぞれ 2 割程度の方が「女性は出産(妊娠)したら退社する人が多い」「重要な業務には女性が少ない」と回答されており、出産(妊娠)後に退職される方、重要な業務について男性が担っている側面があることがうかがえます。また、「男性には育児休暇を利用しにくい」では 3 割以上、「女性は家事をこなしてから仕事をする」では 5 割程度の方が「はい」と回答されています。

●アンケート調査（平成 29 年実施）

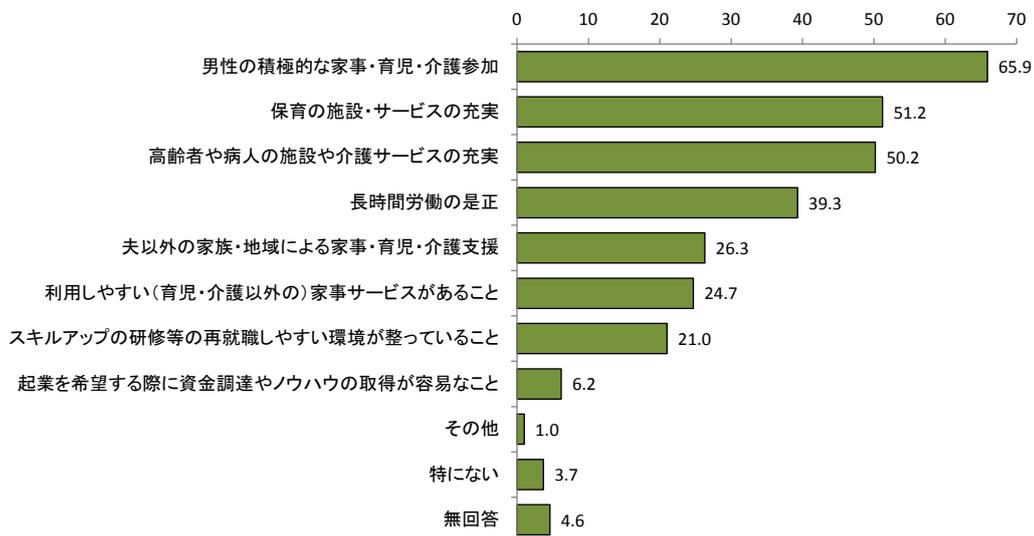
問 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なものは何だと思いますか。



「育児・介護との両立に職場の支援制度が整っていること」「上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」が 6 割程度、「仕事が適正に評価されること」「長時間労働の必要がないことや、勤務時間が柔軟であること」がそれぞれ 4 割以上となっています。

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 仕事の場において女性が活躍するためには、家族や社会等からどのような支援が必要だと思いますか。



「男性の積極的な家事・育児・介護参加」が7割程度、「保育の施設・サービスの充実」「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」がそれぞれ5割程度となっています。

(2) 就職・起業等に関する支援

女性がいきいきと働くことで地域経済の活性化につながるように、女性の就業への支援が求められています。

働きたいと希望する女性が、家事や育児・介護等により働けないということがないように環境整備を図るとともに、女性の就業・起業支援に取り組みます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
働く女性への能力開発等への支援	商工会等と連携して、事業者に対する男女共同参画の啓発を実施します。 ＜地域振興課＞
女性起業家への支援	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図ります。 また、社会起業家（起業）をめざす女性を対象にセミナーを開催します。 ＜地域振興課・生涯学習課＞
専門職の再就職希望者支援	ハローワークと連携を図り、介護や保育の専門資格者で再就職をめざす女性を対象に、再就職セミナーを実施します。 ＜地域振興課＞
再就職に関する能力開発	再就職に関するセミナーを開催します。 また、再就職に関する情報提供やセミナーを開催するとともに、パソコン講座等による能力開発に取り組みます。 ＜生涯学習課・地域振興課＞

●アンケート調査で寄せられた自由意見

- ・出産後、一旦退職・休職した女性が働きたいと思った時に再就職しやすい、復帰しやすい社会をつくるべき。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中で、男女が共に仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮して活躍できるよう、これまでの働き方を抜本的に見直す必要があります。

町では、男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての啓発を行うとともに、働き方の見直しや子育て支援の充実を図ります。

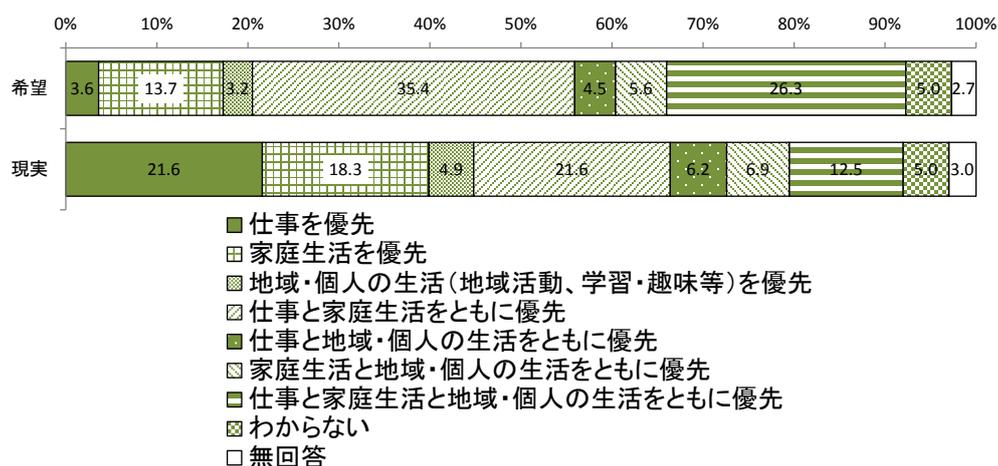
■今後の施策

施策項目	施策内容
新しい就業形態への支援	商工会、ハローワーク等と連携を図りながら、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供を行います。 ＜地域振興課＞
パートタイム労働者等の労働条件の向上	商工会、ハローワーク等と連携を図りながら、パートタイム労働者等の適正な雇用管理について、事業者等に対する啓発を行います。 ＜地域振興課＞
家庭生活への男性の参画を促す意識啓発	家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男女が共に協力しあえる家庭を築いていけるよう、家事に関する男性対象講座を実施します。 また、男性が参加しやすいごみ学習会の開催を実施します。 ＜生涯学習課・生活安全課＞
男性のための子育て講座の開催	育児に関する啓発用資料を窓口を設置します。 また、家庭内で家事、育児などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、男性の育児参加を目的とした講座を実施します。 ＜健康課・こども未来課＞
子育てに関する相談体制の充実	子育てふれあいセンターと連携し、各小学校では「命の授業」、各中学校では「ふれあい体験学習」を実施します。また、中学校では、子育て支援センターでのボランティア活動への参加を促します。 子育てに係る精神的な負担を軽くするため、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関との連携強化に努めます。 ＜学校教育課・健康課＞
保育サービス等の整備・促進	保護者の就労形態や地域の保育ニーズに応じた多様な保育サービス(延長保育・一時保育等)の整備・充実に努めます。 ＜こども未来課＞
介護に関する相談体制や情報提供の充実	介護等に関する各種サービスについての情報提供や相談体制の充実を図ります。 ＜福祉課＞
家族介護教室の開催	社会福祉協議会と連携し、各家庭で寝たきりや認知症の高齢者を介護している介護者の方に、介護の技術の習得や情報交換を行います。 ＜福祉課＞
介護者のリフレッシュ事業	社会福祉協議会と連携し、「家族介護教室」を開催し、介護に係る知識や技術の取得及び、情報交換の場を設け、介護者の支援を行います。 ＜福祉課＞

施策項目	施策内容
育児・介護休業制度の普及・啓発	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図ります。 また、制度の普及啓発及び「働き方改革」を通じ、職場環境の改善を図り、職場の育休を取りづらい雰囲気や休暇自体を取りづらい雰囲気を払拭します。 <地域振興課・総務課>
仕事と育児・介護の両立に役立つ情報の提供	育児や介護等に関する各種サービスや、仕事と育児・介護の両立に役立つ知識等の情報提供に努めます。また、相談時に必要に応じて、関係機関との連携を図ります。 <健康課・福祉課>
就業条件改善に向けた啓発	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図ります。 <地域振興課>

●アンケート調査（平成 29 年実施）

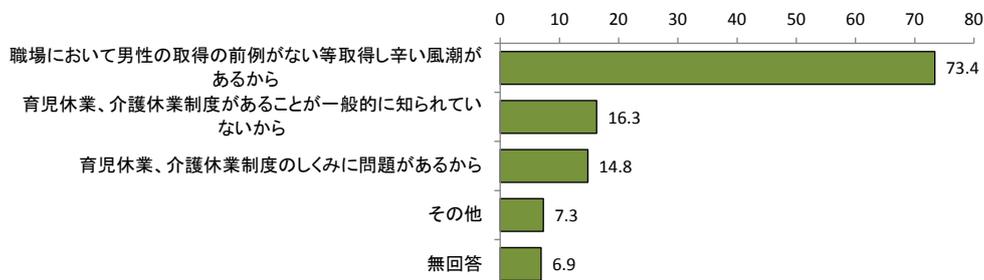
問 あなたが希望する生活はどれですか。また、あなたの現実の生活に最も近いものはどれですか。



希望する生活と現実の生活をみると、「仕事と家庭生活」「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」を希望しているけれども、「仕事」「家庭生活」と複数の事柄を優先して生活することが難しい実態がみとれます。

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 一般的に男性の育児休業、介護休業の取得が少ない現状がありますが、その理由は何だと思えますか。



男性が育児休業・介護休業を取得することが難しい理由として「職場において男性の取得の前例がない等取得し辛い風潮があるから」と回答された方が7割以上と多くなっています。

基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり

●基本課題1 暴力（DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等）の根絶

（1）あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・教育の推進

暴力（DV、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、ハラスメント行為等）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題であるとともに、近年は、インターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

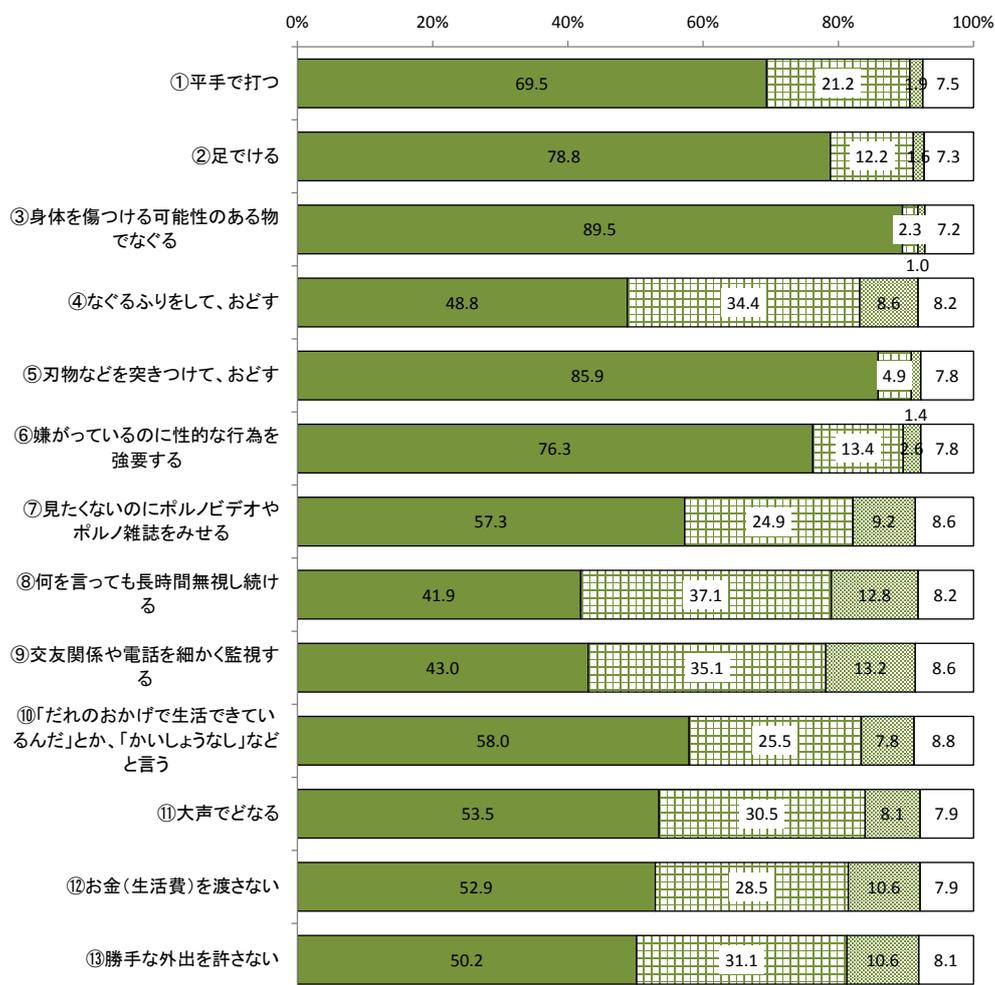
そのため、関係機関と連携し、あらゆる世代に対して、正しい知識を理解するための教育や広報、啓発活動を進めます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
配偶者等からの暴力の問題についての意識啓発	女性の人権尊重や女性に対する暴力の問題について、意識啓発を図るためのセミナー、若者世代のデートDV防止授業を開催するとともに広報等を通じた啓発を行います。 また、児童生徒へ県教育委員会が作成したDV防止啓発パンフレットなどを活用して啓発に努めます。 <生涯学習課・学校教育課>
相談窓口等の設置	相談窓口や被害者に対する各種制度の周知を図るための広報活動を行います。また、被害者が安心して相談することができる「婦人相談員」の配置について、調査研究及び配置の検討を行います。 <生涯学習課>
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進します。 <福祉課>
児童生徒への支援と保護者へのDV防止に向けた啓発の推進	DVに巻き込まれた子どもについて、家庭児童相談室や県のこども家庭センターなどと連携して支援するとともに、県教育委員会が作成したDV防止啓発パンフレットなどを活用した保護者への理解を促進します。 <こども未来課・学校教育課>

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 配偶者・パートナー、恋人間で次のような行為があった場合、暴力にあたると思いますか。

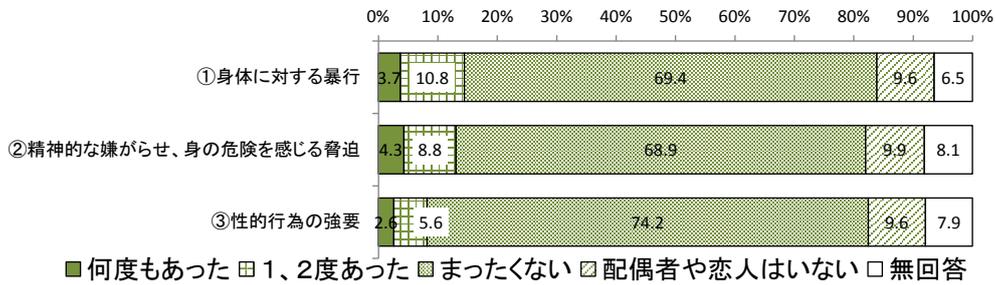


- 暴力にあたると思う
- ▨ 暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う
- ▩ 暴力にあたるとは思わない
- 無回答

「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」「刃物などを突きつけて、おどす」では「暴力にあたると思う」と回答した割合が 9 割程度となっています。「何を言っても長時間無視し続ける」「交友関係や電話を細かく監視する」「お金(生活費)を渡さない」「勝手な外出を許さない」では「暴力にあたるとは思わない」と回答した方が 1 割以上となっています。

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 これまでに、配偶者・パートナー、恋人から次のようなことをされたことがありますか。



「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせ、身の危険を感じる脅迫」について「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した人が1割以上、「性的行為の強要」についても1割程度いらっしゃることから、町内においても暴力の根絶に向けた取り組みが必要とされます。

(2) 関係機関との連携による対応

本町では、生涯学習課を窓口として、平日の 8:30～17:15 に一般職員や保健師が DV・女性問題相談を実施しています。

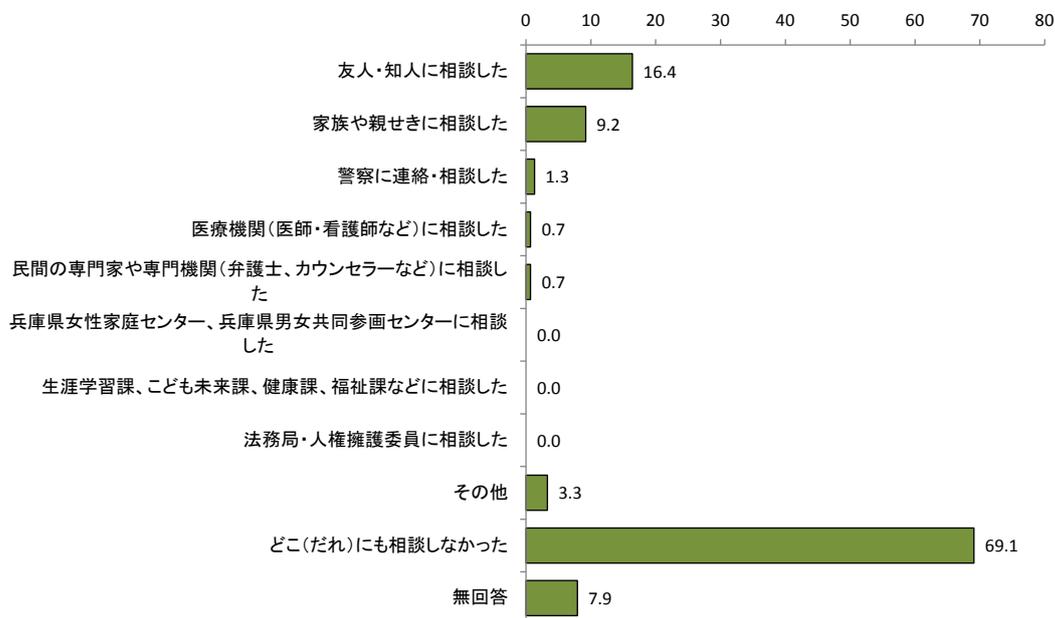
町では、引き続き、被害者が自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携し、情報提供を行うとともに各種支援を提供します。

■今後の施策

施策項目	施策内容
専門機関の紹介と関係機関の連携促進	DV相談の専門機関の紹介を行うとともに、DV被害者の保護にあたっては、関係機関と連携し被害者の保護を行います。 ＜生涯学習課＞
企業等への働きかけ	兵庫県労働局他の資料を活用し、啓発を図ります。 また、庁内において、セクハラ等防止に関する研修を実施するとともに、セクハラ・パワハラの事例を紹介し周知・啓発を促進します。さらに、苦情や相談に対応するための相談窓口を確立します。 ＜地域振興課・総務課＞
庁内DV対策連携会議の設置促進	庁内の関係課室が緊密な連携を図り、全庁的な取り組みを進めるため、庁内DV対策連携会議（仮称）の設置を促進します。 ＜生涯学習課＞
民生委員・児童委員からの被害者の通報等に係る周知徹底	民生委員・児童委員が被害者を発見した場合は、関係機関への通報について、「民生委員・児童委員活動実務の手引」等を活用し、周知に努めます。 ＜福祉課＞
被害者の自立に向けた支援	保護命令の適用や一時保護を利用した被害者に対して、配偶者暴力防止等法等に基づき関係機関と連携し、入居条件を満たす被害者の町営住宅の確保に努めます。 ＜定住推進課＞

●アンケート調査（平成 29 年実施）

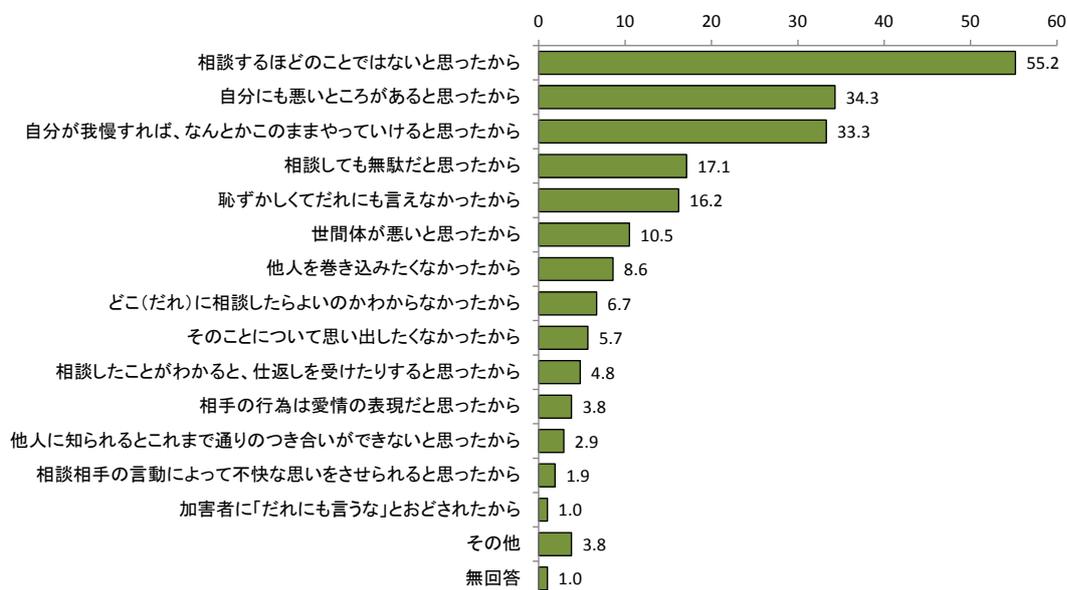
問 そのような暴力（「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせ、身の危険を感じる脅迫」「性的行為の強要」）を受けたとき、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。



暴力を受けたときに、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が 7 割程度であり、「友人・知人に相談した」「家族や親せきに相談した」などの回答割合は 2 割未満となっています。

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 そのような暴力（「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせ、身の危険を感じる脅迫」「性的行為の強要」）を受けたとき、どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。



暴力を受けたときに、「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由として「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「自分が我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」などの回答が多くなっています。

●基本課題2 生涯にわたる男女の健康支援

(1) 性と生命の尊重への理解促進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

本町では、「第2次多可町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、町民の健康増進に関する施策を進めてきましたが、引き続き、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを総合的に推進します。

■今後の施策

施策項目	施策内容
女性の健康問題についての啓発の充実	<p>多世代が参加できるスポーツ事業実施及びニュースポーツの普及振興に努め、生涯を通じた健康保持を支援するための取り組みの重要性について認識を高めるため、人生の各ステージに対応した適切な情報提供を行います。</p> <p>また、町ぐるみ検診、婦人検診を実施します。婦人健診については、2年に1回、国の基準に合わせて実施します。</p> <p><生涯学習課・健康課></p>
学校等における健康教育の推進	<p>保健に関する年間指導計画をもとに、発達段階に応じた健康教育を推進します。また、各小中学校の学校保健委員会に参加し、指導助言を行います。</p> <p>さらに、各学校においては、学校保健委員会委員として参画し、正しい知識や情報を提供し、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進に努めます。</p> <p><学校教育課・健康課></p>
命を大切にする教育の推進	<p>子育てふれあいセンターと連携し、各小学校では「命の授業」、各中学校では「ふれあい体験学習」を年1回実施し、命を大切にする教育の推進を図ります。</p> <p>また、「多可っ子悩み相談」や「ひょうごっ子悩み相談」の相談体制の周知を図ります。</p> <p>各小中学校で「学校生活相談シート」を活用し、いじめ等学校生活の悩みについて早期に把握し、相談に繋がります。</p> <p>さらに、十代の自殺率の減少のために、児童生徒に対する命を大切にする教育の実施や相談体制の充実に努めるとともに、学校・地域・関係機関が連携した、きめ細やかな対策の推進を図ります。</p> <p><学校教育課・健康課></p>

(2) 生涯を通じた健康支援の充実

男女がともに互いの個性と能力を発揮し、社会に参画するためには、生涯にわたり心身ともに健康であることが重要な要件です。

女性は、妊娠・出産など生命を育む性としての特性を備えているため、様々な女性特有の健康上の問題に直面する可能性があります。また、男性は、喫煙・飲酒の習慣がある人が多いことから健康を損なうことになりやすく、仕事中心の生活による心身の不調など健康を害する人も少なくありません。

そのため、第2次多可町健康増進計画・食育推進計画に基づき、健康保持・増進のための環境づくりを進めます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
妊娠から出産期等までの健康支援と母子保健サービスの充実	母子の愛着形成を促すために、妊娠中から親自身の健康への認識を高め、また、産後は母体の回復を促す援助や産後うつ予防・早期発見のため、家庭訪問や健康相談等の母子保健事業の充実に努めます。 ＜健康課＞
若年妊婦等の支援体制の整備	若年妊婦等の支援として、医療機関・助産師・保健師等の連携を強化し支援体制を整備します。 ＜健康課＞
妊娠・出産の安全性と快適性の確保	妊娠・出産の安全性と快適性の確保をめざし、妊婦に対して理解のある家庭環境や職場環境、受動喫煙の防止等を広く啓発します。 ＜健康課＞
女性の健康をおびやかす問題に対する啓発	発達段階に応じた性教育の推進やHIV、エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、受動喫煙防止についても啓発します。また、女性の喫煙率の低下をめざします。 保健体育のカリキュラムをもとに、発達段階に応じた性教育及び健康教育を推進するとともに、各小中学校の学校保健委員会に参加し、指導助言を行います。 ＜健康課・学校教育課＞
子宮ガン・乳ガン検診の実施	がんは死亡原因の一位であり、乳ガン・子宮ガン検診について、普及啓発を行うことにより早期発見等、女性のがん対策の推進に努めます。2年に1回、国の基準に合わせて実施します。 ＜健康課＞
骨粗鬆症予防に関する普及啓発	町ぐるみ検診で骨粗鬆症検診を実施し、早期治療・生活改善を行うとともに、女性に多発する骨粗鬆症予防に関する普及啓発により骨折予防に努め、高齢期の廃用症候群を予防し、生涯を通じた生活機能維持に努めます。また、クアオルトの開催に協力します。 ＜健康課＞

(3) 健康をおびやかす問題への対策

児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導します。

また、喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めるとともに、未成年者の喫煙・飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進します。

さらに、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する正しい知識に基づいた教育を推進します。

■今後の施策

施策項目	施策内容
思春期の健康教育の推進	保健体育のカリキュラムをもとに、学童期から思春期にかけての健康教育を推進します。また、各小中学校の学校保健委員会に参加し、指導助言を行います。 さらに、思春期の痩せ症や喫煙・飲酒は、妊産婦の健康にもつながる重要な課題であるため、学童期からの正しい知識の普及を行う思春期保健、健康教育を学校・家庭・地域と連携し推進します。また、思春期の望まない妊娠をなくします。 <学校教育課・健康課>

●基本課題3 生活上の困難を抱える人への支援

(1) 高齢者の自立支援

高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取り組みを進めます。また、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図ります。

■今後の施策

施策項目	施策内容
在宅高齢者の介護等の支援	在宅高齢者の介護等に対し、各種サービスが総合的に受けられるよう関係機関と連絡調整を図り、在宅での介護を支援します。 ＜福祉課＞
在宅介護等における相談体制の充実	介護者等による高齢者虐待防止や介護者の負担軽減を図るため、相談体制の充実に努めます。 ＜福祉課＞
高齢者の社会参加活動の促進	高齢者がその豊かな知識や経験、技能等を活用して、地域活動に参加できるよう意識啓発の推進を行うとともに、積極的に社会参画できるようなさまざまな機会を提供します。 また、町内の自動車教習所の協力のもと、60歳以上の運転免許保有者を対象に毎年1回「シルバードライバーズスクール」を開講します。女性の参加希望者が少ないため、多くの女性に参加いただけるよう働きかけを行います。 ＜福祉課・生活安全課＞
介護予防についての普及啓発活動	高齢者が健康でいきいきとした生活をおくることができるよう、健康保持についての普及・啓発活動を行います。 また、生涯大学、生涯学習講座等の生涯学習事業への参加促進を実施し、社会参画の活性化を実施します。 ＜福祉課・生涯学習課＞
雇用・就業環境の整備	シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めます。 ＜福祉課＞
福祉のまちづくりの推進	いきいき住宅助成事業や介護保険の住宅改修費の支給は町内では認識されてきている事業であり、普及・啓発活動を継続して実施します。 また、悪徳業者に狙われやすい、詐欺被害に遭いやすい高齢者の被害防止のため積極的に啓発活動を行い、消費者講座を開講するとともに、消費生活センターの周知に努めます。 ＜福祉課・生活安全課＞

(2) 障がい者の自立支援

町では「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」に基づき、「みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる」という障がい者基本計画の基本目標の達成に向け、障害者施策・障害福祉施策を推進してきました。

引き続き、すべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みとともに、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

■今後の施策

施策項目	施策内容
障がい者への支援の充実	障がい者の就労の場の確保や就労支援を行うとともに、事業所の特色やサービスの向上のための支援を行います。 <福祉課>
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付やその他の支援を行い、安心して暮らすことができるような地域社会の実現を推進します。 <福祉課>

(3) 貧困などの生活上の困難を抱える人への支援

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい方が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが重要です。また、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められます。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている男女が安心して暮らせる環境整備を進めます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
ひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援	県との連携を図りながら、ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図るとともに経済的・社会的自立促進のための支援を行います。 <福祉課>

基本目標 3 男女共同参画社会に向けた基盤づくり

●基本課題 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

(1) 社会制度・慣行の見直し

少子高齢化が進み、町民のライフスタイルが多様化する中、あらゆる分野において女性の活躍を推進するには、特定の活動の選択に対し中立的でない社会制度が存在する場合、その見直しを図っていくことが必要です。

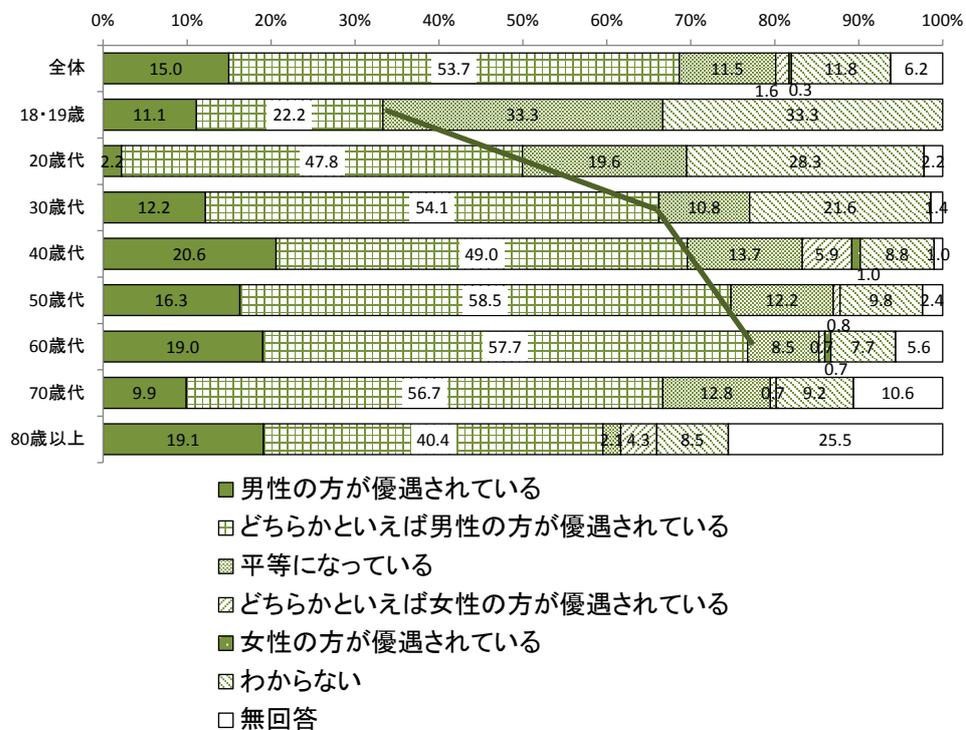
町においても、関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。

■今後の施策

施策項目	施策内容
法令等・制度の理解促進	男女共同参画及び女性の権利に関わりの深い法令、制度等について誰もが理解しやすい形で広報を行うなど、内容を周知します。また、権利が侵害された場合の相談窓口等についても情報提供します。 また、消費生活センターにて専門の相談員が相談を受け付けます。内容により弁護士へつなぎ、問題の早期解決を図ります。 <生涯学習課・生活安全課>

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 あなたは次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか（社会通念や慣習・しきたりなど／年齢別）。



社会通念や慣習・しきたりについて、「(どちらかといえば)男性が優遇されている」と回答した割合が高く、特に年齢が高いほどその傾向がみられます。

(2) 広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現する上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などの課題に対して、広報・啓発活動を行うことは、他のすべての取り組みの根幹をなす基盤的な施策です。

そのため、セミナーや広報・啓発活動などを通して、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
男女共同参画講演会の実施	全町民を対象に男女の固定的な性別役割分担意識を改め、男女共同参画社会の実現に向けての講演会を実施します。 〈生涯学習課〉
様々な情報を主体的に読み解く力（メディアリテラシー）の普及	性の商品化や性別による固定的な役割分担意識を助長する表現などに対して主体的に読み解く能力を身に付けることができるよう啓発します。 〈生涯学習課〉
図書館での情報提供	男女共同参画に対する理解を深める啓発の一環として特集を組みます。 〈教育総務課（図書館）〉

●アンケート調査で寄せられた自由意見

- ・様々な行事のプログラム中に「男女共同参画企画」をとり入れて、年中、生活の場面で確認できるように、机上でない現場での周知を10年単位で継続的にやっていくことが大事。

(3) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信

男女共同参画を効果的に推進するためには、国際的な流れや国・県の動向などに留意することが重要であり、各種調査の実施や資料の収集を行うことで、男女共同参画を取り巻く課題をとらえ、新しい施策に取り組みます。

■今後の施策

施策項目	施策内容
男女共同参画に関する情報資料の収集・提供	住民の男女共同参画への理解を深めるため、情報資料の収集・提供を行います。 〈生涯学習課〉
男女共同参画に関する意識・現状の把握と資料収集	住民の男女共同参画への理解を深めるため、各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を提供します。 〈生涯学習課〉

●基本課題2 男女共同参画教育の充実

(1) 学校や保育の場における男女共同参画教育の推進

学校や保育の場において、教育・保育に携わる方が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

また、児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導を行います。

■今後の施策

施策項目	施策内容
男女共同参画の視点に立った教育内容の充実	道徳教育や人権教育の年間カリキュラムに位置づけて、引き続き指導に努めます。 ＜学校教育課＞
主体的な進路・就職選択能力の育成	小中学校のキャリア教育の中で、男女の役割について固定的な考え方にとらわれず、幅広い選択ができるよう子どもたちに指導します。 ＜学校教育課＞
教職員研修の充実	ワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえて、小中学校ごとに研修を実施します。 ＜学校教育課＞
隠れたカリキュラムの点検・見直し	各小中学校の男女混合名簿の実施について、100%の実施をめざします。 また、学校園の交通安全教室において、委員さんの男女に関係なく協力を仰ぎ、屋外での指導だけでなく、紙芝居、読み聞かせ、歌などの演目にも積極的に参加いただきます。 ＜学校教育課・生活安全課＞

●アンケート調査で寄せられた自由意見

- ・ 今後は、学校教育において、男女共同参画について小さい時から勉学する必要があると思います。

(2) 家庭や地域における男女共同参画教育の推進

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえた講演会やセミナーなどの生涯学習を実施します。

■今後の施策

施策項目	施策内容
男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	親や親となる男女を対象として、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報の提供を行います。 また、男女が相互の個性と人格を尊重し、助け合えるようにするための学習機会や学習内容の充実に努めます。 <生涯学習課>
多彩な学習機会の充実	講演会や講座、セミナー等の開催など男女共同参画に関する学習機会を提供します。 <生涯学習課>
出前講座の実施	住民の希望に応じて、住民が集まる場に職員等が出向き、男女共同参画についての講座を実施します。 <生涯学習課>

●アンケート調査で寄せられた自由意見

- ・子どもにしろ、大人にしろ、どういった「教育」をするかで大きく変わっていくと思います。家庭内での何気ない会話や行動も大切に子どもに与えていく影響は大きいと感じます。1人が変わることが大事なので、まずは自分自身が変わって成長したいと思います。

●基本課題3 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画を実現するためには、男女がともに活躍できる分野をひろげ、その意思決定過程の場に参画することが重要です。

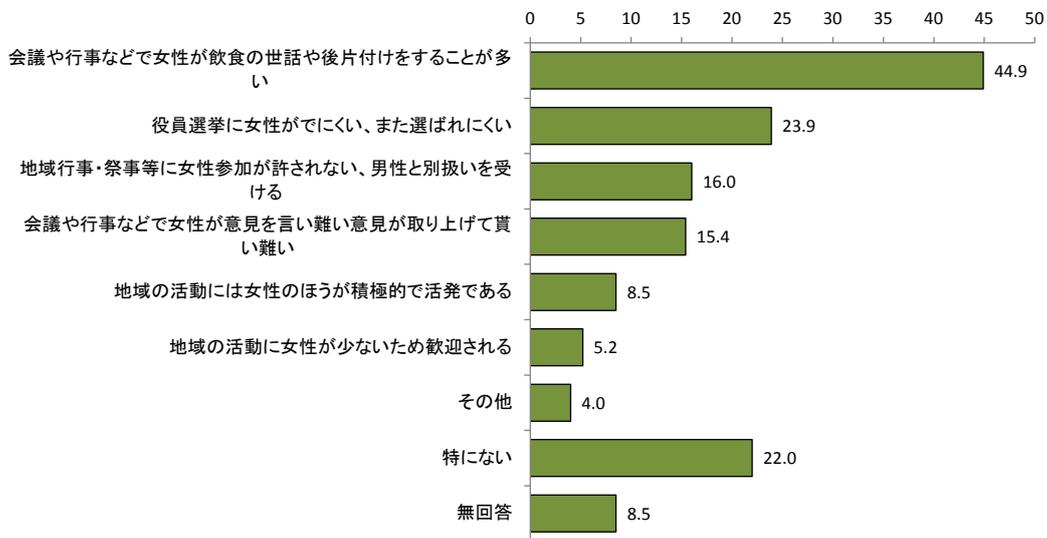
町では、自治会など地域団体と連携し、まちづくりなどにおける男女共同参画の推進を図ります。

■今後の施策

施策項目	施策内容
自治会やPTA等地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識を高めることができるよう啓発を行い、地域活動に積極的に参加・参画を進めるよう働きかけます。 また、地域社会における性別による固定的役割分担を見直し、男女が協力して地域活動へ参画するよう保健衛生委員会や子ども会に働きかけます。 <生涯学習課・生活安全課>
各種地域団体に対する協力依頼	交通安全委員男性65名、女性24名、合計89名の体制で設置されている交通安全委員会の協力により、交通事故防止キャンペーンや街頭指導など交通安全運動に取り組みます。 <生活安全課>
女性リーダーの育成	町民全体を対象に、地域リーダーに関する講演会を開催するとともに必要な情報提供を行います。 <生涯学習課>
国際理解の促進	多言語化などによる行政情報の提供や各種相談窓口の整備を進めると共に、外国籍を持つ人との交流等を推進します。 <生涯学習課>

●アンケート調査（平成 29 年実施）

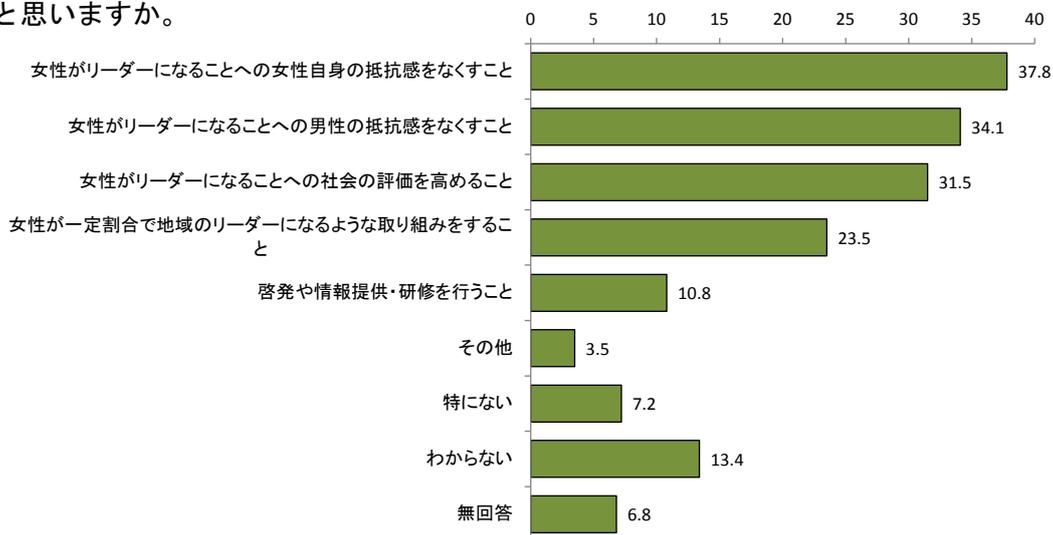
問 あなたの住んでいる地域（自治会など）ではどのような男女格差がありますか。



地域(自治会など)における男女格差について「会議や行事などで女性が飲食の世話や後片付けをすることが多い」が4割以上、「役員選挙に女性がでにくい、また選ばれにくい」が2割以上と多く、地域活動における男女共同参加が十分でない状況がうかがえます。

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 女性が地域活動のリーダー（自治会長やPTA会長など）になるために何が必要だと思いますか。



「女性がリーダーになることへの女性自身の抵抗感をなくすこと」「女性がリーダーになることへの男性の抵抗感をなくすこと」「女性がリーダーになることへの社会の評価を高めること」という意見がそれぞれ 3 割以上となっています。

●アンケート調査で寄せられた自由意見

- ・私の集落では集落の総会に出席発言できるのは戸主のみです。戸主（男性）が病気や単身赴任の場合、夫人は発言権がありません。区長や村の役員も女性が選出されるべき時期にきていると思います。

(2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。その他、性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要です。

そのため、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進します。

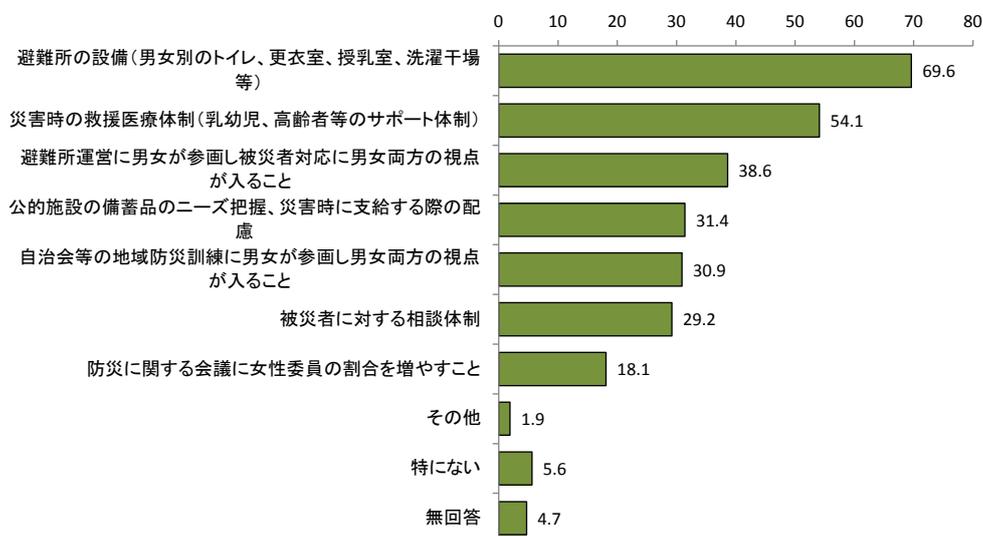
また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営等を実施します。

■今後の施策

施策項目	施策内容
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	多可町防災会議条例第3条の9号委員（その他町長が必要と認める者）として婦人会の代表に、引き続き参画してもらうように働きかけます。 <生活安全課>
地域の消防・防災力の向上	地域集落の防災リーダーを中心にした防災活動の展開を意図して、自主防災活動助成事業において、平成23年度から27年度まで、集落2名までの防災士の養成補助を行いました。5年で、中区15集落、加美区17集落、八千代区4集落、合計36集落において、養成補助の実績があります。しかし、集落の中での位置づけについて、資格と知識をもった防災士が集落におられることを今一度認識してもらうよう自主防災組織の再構成と活性化を促していく必要があると考えます。 そのため、自主防災組織における女性の参画を促進、女性リーダーの育成を図るとともに、女性が活躍できる環境づくりに努めます。 <生活安全課>
防災・復興支援	職員災害初動マニュアルにおいて、災害対策本部の避難場所係には、健康・福祉両課の保健師を中心に、引き続き担当の半数以上を女性職員の配置とします。 <生活安全課>

●アンケート調査（平成 29 年実施）

問 地域の防災・災害対策における性別に配慮した対応として、あなたは何が必要だと思いますか。



地域の防災・災害対策における性別に配慮した対応として、「避難所の設備(男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場等)」が7割程度、「災害時の救援医療体制(乳幼児、高齢者等のサポート体制)」が5割以上となっています。

基本目標 4 推進体制の整備

●基本課題 1 庁内体制の強化

男女共同参画に関する施策は広範かつ多種・多様であるため、すべての部署が関係します。また、あらゆる施策が男女共同参画社会の形成の促進に配慮して企画、立案、実施していく必要があります。特定の部署だけでは、本計画の推進は困難であることから、毎年庁内の推進本部により計画の点検・評価を行ってきましたが、今回の改定において、進捗・達成評価を加えることで、達成度等をわかりやすくした事業評価を行っていきます。このように事業評価を明確にすることや、全職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施することにより、職員の男女共同参画推進の意識を高め、本計画の着実な進行管理を図っていきます。また、施策の推進に向けて、推進本部を中心とし、関係機関との連携に基づく推進体制を確立します。

●基本課題 2 国、県、関係機関との連携強化

国や兵庫県、関連機関の動向を踏まえて、連携、協力を図りながら、本計画に掲げる施策を推進していくことはもとより、国や兵庫県、関連機関に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

国や兵庫県、関連した草の根からの取り組みが重要です。このため、国や兵庫県はもとより、自治会、婦人会、老人会、子供会、学校園、企業、商工会、金融機関等の地域における多様な主体の連携・協働を促進することで、男女共に多様な年齢層が参画した取り組みを推進します。

●基本課題 3 町民協働による推進

住民参加の多可町男女共同参画推進委員会を年 2 回程度開催し、本計画の進行管理や関連施策に関することについて協議・検討を行います。本委員会で男女共同参画推進にあたり広く意見等を求め、その意見等は、必要に応じて町内団体など関係機関と連携して、その具体化に向けた取り組みに努めます。

資料編

1. 第2次多可町男女共同参画計画策定の経過

日付	会議等	主な内容
H29.7.31	第1回生涯学習推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の方針、スケジュールについて ・町民意識アンケート調査票の検討について ・施策体系の検討について
H29.8.9	第1回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・計画策定諮問（委員長に諮問書を提出） ・講話「男女共同参画とは」 ・計画策定の方針、スケジュールについて ・町民意識アンケート調査票の検討について
H29.8.30 ～ H29.9.15	町民意識アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000人対象（男女1,000人ずつ） 回収数 695（回収率 34.8%） （男性 309、女性 378、答えない・その他 2、無回答 6）
H29.9.19	第2回生涯学習推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意識アンケート調査途中経過報告について ・現行計画の実施状況について ・施策体系、次期計画内容の検討について
H29.9.26	第2回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意識アンケート調査途中経過報告について ・現行計画の実施状況について ・施策体系、内容の検討について
H29.10.17 ～ H29.10.18	生涯学習推進本部分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の成果検証及び次期計画施策の検討について（全課対象とし3班に分けて実施）
H29.11.9	第3回生涯学習推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の成果検証等について ・町民意識アンケート調査結果報告及び分析について
H29.11.10	第3回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の成果検証等について ・町民意識アンケート調査結果報告及び分析について
H29.12.21	第4回男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画（案）について
H30.1.23 ～ H30.2.6	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施
H30.2.21	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・町長に答申書を提出

2. 多可町男女共同参画社会づくり条例

○多可町男女共同参画社会づくり条例

平成 22 年 3 月 26 日条例第 4 号

多可町男女共同参画社会づくり条例

(前文)

すべての人々の人権が等しく尊重され、互いを思いやり、家庭・地域・世代を越えた“コミュニケーション”を図りながら、共に責任を担い、誰もが「生きていてよかった」と実感できる社会の実現は、私たち多可町民の願いです。

「日本国憲法」は、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、すべての国民が「法の下に平等」であることを保障しています。

多可町においても、男女共同参画社会の実現をめざし、様々な取り組みを推進してきました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な役割分担意識や男性優位の価値観が根深く存在し、その意識は容易には変えることができず、女性の社会参画を阻むとともに、人権侵害にもつながっています。

少子高齢化が進行し社会経済情勢が急速に変化するなかで、やさしさと活力に満ちた魅力ある多可町を創造していくためには、男女が自立し、お互い一人ひとりの人間として認め合い、それぞれの個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現とそのための環境を整備することが強く求められています。

町民、事業者、町が協働して、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現をめざし、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関する基本理念を定め、町民、事業者及び町の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりに関する町の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現をめざすことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション） 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれかの一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。
- (2) 事業者 町内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず、事務所や事業所を有する個人や法人、地域の団体やその他の団体をいいます。
- (3) 男女共同参画社会づくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意識によって、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会づくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女がともに、個人の人格が尊重され、人権が守られ、性別による差別的な扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に保障された地域社会をつくること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度や慣行によって、社会における男女の活動の自由な選択を阻害されることのないよう、自らの意志において多様な生き方ができる地域社会をつくること。

- (3) 家族を構成する男女が、家族を大切にすることをもち、家庭における役割の重要性を理解するとともに、互いの協力と社会支援の下に、愛情豊かな子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立しておこなうことができる地域社会をつくること。
- (4) 男女が、互いの性を尊重するとともに、身体についての理解を深めることにより、その特性を認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができる地域社会をつくること。
- (5) 町の政策や事業者の活動方針の立案や決定にあたって、男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保される地域社会をつくること。
- (6) 家庭生活や地域活動その他生活の場において、一人ひとりがそれぞれに責任を担って、互いに協力し、すべての男女が地域の一員として積極的に多様な取り組みに参画できる地域社会をつくること。
- (7) 男女が、ともに助け合いや思いやりの意識をもち、家庭・地域・世代を越えて互いにコミュニケーションを図り、互いを認め合うことにより、男女にこだわらない、すべての人にやさしい地域社会をつくること。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに、主体的かつ自立的・積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下「男女共同参画促進施策」といいます。）に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業や活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、その就業環境の整備に努めるとともに、町が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めるものとします。

(町の役割)

第6条 町は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置づけ、基本理念にのっとり、男女共同参画促進施策を総合的に策定し、実施するものとします。

- 2 町は、男女共同参画促進施策以外の施策で男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められるもの（以下「男女共同参画影響施策」といいます。）の策定や実施に当たっては、男女共同参画社会づくりの視点に立って的確に対処するものとします。
- 3 町は、町民や事業者等（以下「町民等」といいます。）が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するとともに、国、県、及び他の地方公共団体と連携や協力を図り、男女共同参画の推進に努めるものとします。
- 4 町は、男女共同参画促進施策及び男女共同参画影響施策の策定及び実施に当たっては、町民等と連携して取り組むものとします。

(性別による差別的取扱いの禁止)

第7条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) セクシャル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活の環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に、不快感若しくは不利益を与えること。）
 - (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為）
- 2 町は、前項の各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他啓発に努めるものとします。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現や、著しく性的感情を刺激する表現を行わないように努めなければなりません。

(積極的改善措置)

第9条 町は、社会のあらゆる分野における活動について、男女間で参画状況に格差がある場合は、町民等と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めなければなりません。

(男女共同参画社会づくりに関する教育の振興)

第10条 町は、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野において、男女共同参画社会づくりへの関心と理解を深めるために、教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとします。

(家庭生活における活動とその他活動との両立支援)

第11条 町は、家族を構成する男女がともに、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとします。

(町民等の理解を深めるための措置)

第12条 町は、男女共同参画社会づくりに関する町民等の理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとします。

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、基本理念に基づき、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定し、及び実施するものとします。

2 町長は、男女共同参画計画を策定するにあたっては、あらかじめ多可町男女共同参画推進委員会に意見を聴かなければなりません。

3 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとします。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用します。

(町民等の意見の反映)

第14条 町は、男女共同参画促進施策の策定や実施にあたり、町民等の意見を反映させるよう努めるものとします。

(苦情及び相談への対応)

第15条 町長は、性別による差別的取扱いや人権侵害に関する町民からの苦情や相談については、関係機関と連携を図るなど、迅速に対応するものとします。

(推進体制)

第16条 町長は、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、実施するため、必要な体制の整備を図るものとします。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 現に策定されている多可町男女共同参画計画は、第13条第1項の規定により策定されたものとみなします。

3. 多可町男女共同参画推進委員会設置要綱

○多可町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 18 年 9 月 1 日告示第 80 号

改正

平成 23 年 3 月 28 日告示第 12 号

平成 27 年 3 月 27 日告示第 17 号

多可町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 男女が共に支え合い、喜びも責任も分かち合う「男女共同参画社会の実現」を進めると共に自らも実践に努めることを目的として、多可町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、次の職務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けての調査・研究
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けての啓発
- (3) 男女共同参画に関する行動計画等の策定

(構成)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、町長が委嘱する 18 人以内の者で構成する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(意見、提言等の取扱い)

第 7 条 委員会から提出された意見、提言等は、必要に応じ町関係機関等で調整のうえ、その具体化に向け努力する。

(事務局)

第 8 条 委員会に関する事務局は、生涯学習課に置く。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 28 日告示第 12 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日告示第 17 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4. 平成29年度 多可町男女共同参画推進委員会委員名簿

	氏 名	団 体 名 等	備 考
1	◎ 中 村 和 子	NPO 法人北播磨市民活動支援センター 男女共同参画アドバイザー	アドバイザー
2	橋 尾 哲 夫	議会	～平成29年11月26日 平成29年11月30日～
3	松 田 政 明	区長会	
4	宇 高 まゆみ	婦人会	
5	高 原 茂 夫	老人クラブ連合会	
6	藤 本 学	PTA 連絡協議会	
7	○ 松 田 徹	多可町生涯学習推進協議会	
8	廣 畑 幸 子	住民代表	
9	村 上 貴 史	住民代表	
10	安 食 幹 子	住民代表	
11	林 本 英 子	兵庫県男女共同参画推進員	
12	武 部 治 仁	多可高等学校	
13	吉 田 典 之	小・中学校代表（中町北小学校）	
14	高 原 誠	多可町社会福祉協議会	
15	笹 倉 政 之	多可町人権啓発協議会	
16	鈴 木 亙	多可町人権啓発専門員	
17	安 平 つく偲	多可青年団	
18	數 原 宏 幸	多可町企業懇話会	

◎：委員長 ○：副委員長

5. 多可町生涯学習推進本部設置要綱

○多可町生涯学習推進本部設置要綱

平成 18 年 2 月 1 日訓令第 1 号

改正

平成 18 年 4 月 1 日訓令第 5 号
平成 19 年 3 月 30 日訓令第 6 号
平成 19 年 6 月 29 日訓令第 9 号
平成 20 年 3 月 31 日訓令第 3 号
平成 22 年 4 月 1 日訓令第 3 号
平成 25 年 11 月 22 日訓令第 9 号
平成 26 年 3 月 31 日訓令第 8 号
平成 27 年 3 月 31 日訓令第 3 号
平成 29 年 3 月 31 日訓令第 2 号

多可町生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 多可町の生涯学習に関する施策を計画、立案、連絡、調整し、総合的に推進するため、生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長、技監、推進員及び派遣社会教育主事（以下「推進員等」という。）をもって組織する。

2 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長とする。

3 推進員は、理事、技監、総務課、プロジェクト推進課、地域振興課、定住推進課、生涯学習課、税務課、住民課、生活安全課、健康課、福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、会計課、議会事務局、教育総務課、学校教育課、子ども未来課、小学校、中学校、幼稚園、保育所代表管理職をもって構成する。

4 派遣社会教育主事については、アドバイザーとして参画する。

(部会)

第 3 条 推進本部に、企画連絡調整部会を置く。

2 企画連絡調整部会の委員は、推進員の中から本部長が指名する。

3 企画連絡調整部会に部長 1 名、副本部長 2 名を置き、部会員の中から互選する。

(検討事項)

第 4 条 推進本部は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 生涯学習基本構想の確立に関すること。
- (2) 生涯学習関連施策の体系化に関すること。
- (3) 生涯学習関連施策の推進方法に関すること。
- (4) 関連部局の施策・事業に関する情報交換及び協力
- (5) 職員の研修に関すること。
- (6) その他生涯学習まちづくりの推進に関すること。

2 企画連絡調整部会は、推進本部の事業推進のため、企画、連絡調整、連携に関する事項について協議、検討し、推進本部に提案する。

(推進員等の責務)

第 5 条 推進員等は、第 4 条第 1 項に掲げる事項を検討するほか、必要に応じ、多可町生涯学習推進協議会等に参画し、相互に連携を図りながら生涯学習によるまちづくりの推進に努めなければならない。

(会議)

第6条 推進本部会議は、本部長が招集する。

2 企画連絡調整部会は、部長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、生涯学習課において行う。

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日訓令第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月22日訓令第9号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

6. 平成29年度 多可町生涯学習推進本部推進員名簿

NO	氏名	所属課	備考
1	◎ 戸田善規 吉田一四	町長	～平成29年11月26日
			平成29年11月27日～
2	○ 笹倉康司	副町長	
3	○ 岸原章	教育長	
4	當舎良章	技監	
5	竹内勇雄	理事兼防災監兼生活安全課長	
6	伊藤聡	理事兼官房長	理事兼議会事務局長 ～平成29年9月30日
7	池田重喜	理事兼会計課長	理事兼官房長 ～平成29年9月30日
8	藤田賢嗣	総務課	
9	吉位隆宏	プロジェクト推進課	
10	高橋敏	地域振興課	
11	畑中俊裕	定住推進課	
12	内藤実紀	税務課	
13	藤田幸子	住民課	
14	中里尚子	生活安全課	
15	野崎明子	健康課	
16	藤本潤也	福祉課	
17	青位律	産業振興課	
18	多方光宏	建設課	
19	藤本政美	上下水道課	
20	吉田知佳巳	会計課	
21	山口文枝	教育総務課	
22	神崎進吾	学校教育課	
23	細田和資	こども未来課	
24	多方由紀美	キッズランドかみ	
25	岸本裕介	社会教育主事(アドバイザー)	
26	小林敏	小学校代表	
27	高見英明	中学校代表	
28	金高竜幸	事務局(生涯学習課)	
29	梅田康宏		

◎ : 本部長 ○ : 副本部長

7. 男女共同参画の推進に関する数値目標

男女共同参画の推進に関する数値目標

■数値目標（2018年度（平成30年度）～2027年度）

目標数値を設定する施策	時点	現在数値	目標
審議会への女性の登用	平成 29.4.1	22.1%	30%
管理職（課長補佐、副課長、課長、理事）への女性の登用	平成 29.4.1	27.3%	35%
農業委員会への女性の登用	平成 29.4.1	0人	3人
男性職員の育児休業取得	平成 28年度	6.7%	30%
子宮ガン検診受診者数	平成 28年度	32.0%	50%
乳ガン検診受診者数	平成 28年度	38.5%	50%
全職員の一人当たりの年次休暇の平均取得日数	平成 28年	年間9.3日	年間10日以上
一般職員の一人当たりの超過勤務の月平均時間数	平成 28年度	月間11.3時間	月間10時間以内

8. 用語解説

【あ行】

○育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としています。

育児・介護を理由とする離職を防止し、仕事と家庭が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくため、改正法が平成 29 年 1 月 1 日から施行されています。

【か行】

○国際婦人年

1972 年の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975 年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976 年～1985 年までの 10 年間を「国連婦人の十年」としました。

○国連特別総会「女性 2000 年会議」

第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後 5 年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000 年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

○国連婦人の十年

1975 年の第 30 回国連総会において 1976 年～1985 年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる 1980 年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第 2 回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる 1985 年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第 3 回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

○国連婦人の地位委員会

経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946 年 6 月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第 3 委員会）に対して勧告を行います。

【さ行】

○ジェンダー（社会的・文化的につくられた性）

人間には生まれつきの生物的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、人々は成長するにつれ、「男性に期待される行動」、「女性に期待される行動」を行うようになります。このように形成された男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、中立的な概念です。

○次世代育成支援対策推進法

少子化対策の一環として、平成 15 年に成立した法律のこと。

次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の環境整備を行うことを目的とし、国や地方公共団体といった取り組みだけではなく、従業員 301 人以上を雇用する企業に対し、子育て支援の行動計画策定を義務付けています。

○女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979 年 12 月、第 34 回国連総会において我が国を含む 130 力国の賛成によって採択され、1981 年 9 月に発効しました。我が国は 1980 年 7 月に署名、1985 年 6 月に批准しました。

○女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とし、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

○すべての女性が輝く政策パッケージ

女性の社会進出や活躍を後押しするため、女性の多様な生き方を、(1)子育て・介護、(2)働き方、(3)起業、(4)健康・安定的な生活、(5)安全・安心な暮らし、(6)情報共有——の 6 つに分け、進めるべき 35 の施策を示しました。育児や再就職を後押しする施策や、男性の意識改革の必要性が盛り込まれています。

○世界女性会議

1975 年の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。

【た行】

○男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。（男女共同参画社会基本法第 2 条）

○男女共同参画社会基本法

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会の最重要課題とし、その基本理念と施策の方向を定めた法律。

○第 4 次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2025 年度末までの「基本的な考え方」並びに 2020 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた計画。平成 27 年 12 月 25 日に閣議決定されました。

○男性中心型労働慣行

年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のことをいいます。

○地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、丹波市が設置しています。地域包括支援センターでは、介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々なご相談を受け、必要なサービスにつないだり、権利擁護や高齢者虐待の防止などの取り組みを行っています。

○デートDV

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、婚姻の届出をしていない事実婚や元配偶者（離婚後も引き続き暴力を受ける場合）、生活の本拠を共にする交際相手、中高生・大学生などの若いカップルも対象になります。婚姻関係にない交際相手からの暴力は「デートDV」と言われています。

○テレワーク

インターネットなどの情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。会社に行かずに、自宅や近くにある会社の拠点などで仕事をすることを指します。

【な行】

○日本再興戦略

平成 2013 年 6 月に閣議決定された成長戦略のことで、製造業の国際競争力強化や高付加価値サービス産業の創出による産業基盤の強化、医療・エネルギーなど戦略分野の市場創造、国際経済連携の推進や海外市場の獲得などを掲げています。具体的な諸施策や成果目標を打ち出しています。

【は行】

○配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のこと。

○ハラスメント

一般的に人を困らせたり嫌がらせたりする行為をいいます。相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的嫌がらせ＝「セクシュアル・ハラスメント」（セクハラ）、職場で職務上の地位など職場内の優位性を背景に、業務の範囲を超えた肉体的、精神的苦痛を与える行為＝「パワーハラスメント」（パワハラ）、言葉や態度で相手を精神的に傷つけて、相手を不安にさせたり、追いこんだりするといった精神的な暴力、嫌がらせ＝「モラルハラスメント」（モラハラ）、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなどの不当な扱いを行う行為＝「マタニティー・ハラスメント」（マタハラ）などが挙げられます。

○北京宣言及び行動綱領

第 4 回世界女性会議で採択されました。行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、(1) 女性と貧困、(2) 女性の教育と訓練、(3) 女性と健康、(4) 女性に対する暴力、(5) 女性と武力闘争、(6) 女性と経済、(7) 権力及び意思決定における女性、(8) 女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9) 女性の人権、(10) 女性とメディア、(11) 女性と環境、(12) 女兒から構成されています。

○ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます

【ま行】

○メディアリテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。